

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和7年6月19日（木）
午前10時01分～午後1時48分
場 所： 第二委員会室

出席委員 (6人)	委員長	渡辺 しんじ	副委員長	大くま 真一
	委員	おにづかこずえ	委員	岩崎 みなこ
	委員	しのづか 元	委員	松田 だいすけ
	議長	三階 道雄		

出席説明員	行政管理課長	大島 亮 弥		
	くらしと文化部長	古谷 真美	文化・生涯学習推進課長	垣内 敬太
	スポーツ振興課長	小泉 瑞穂		
	子ども青少年部長	鈴木 恭智	子ども・若者政策課長	廣瀬 友美
	幼児教育・保育担当課長	西達也	子ども家庭相談担当課長	田島 佐知子
	児童青少年課長	長谷川 啓		
	教育部参事	山本 勝敏	社会教育・文化財担当課長	石山 正弘
	教育指導課長事務取扱			
	公民館長	伊藤 麻衣子	教育センター長	豊島 佳代
	教育協働担当課長	野原 敏正	(兼) 健康福祉部副参事	

案 件

件 名		審 査 結 果
1	第49号議案 多摩市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
2	第50号議案 多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3	第51号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4	第52号議案 多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	部活動の地域連携・地域移行に関する検討状況について	文化・生涯学習推進課 スポーツ振興課 教育指導課
2	レイキャビク市と多摩市の友好関係構築に関する覚書の締結について	文化・生涯学習推進課
3	総合体育館空調設置に伴う料金改定予定等について	スポーツ振興課
4	多摩市立一本杉公園野球場に対するネーミングライツ・スポンサーの決定について	行政管理課 スポーツ振興課
5	令和7年度第1回多摩市子ども・子育て会議の概要について	子ども・若者政策課
6	「たまこどもフェス2025」の開催結果について（報告）	子ども・若者政策課
7	多摩市こども誰でも通園事業の実施状況について	幼児教育・保育担当
8	東京都保活ワンストッププロジェクトへの参画について	幼児教育・保育担当
9	令和6年度児童虐待等相談状況について	子ども家庭センター
10	令和7年度の放課後子ども教室実施について	児童青少年課
11	貝取学童クラブの豊ヶ丘小学校校舎内への移転（校内化）について	児童青少年課
12	「国登録有形文化財保存活用計画」策定に向けた進捗状況について	社会教育・文化財担当

13	日野市・多摩市の「多様な学びの場構築広域連携事業」ひのたま U L T L Aプロジェクトの進捗について	公民館
14	G I G A端末の更新等について	教育指導課
15	第三次多摩市特別支援教育推進計画策定事業の進捗について	教育センター
16	常任委員会の2年間のテーマについて	—
17	行政視察について	—

午前10時01分開会

○渡辺委員長 ただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第49号議案 多摩市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 第49号議案についてご説明申し上げる。こちらについては、東京都の補助事業の拡充に伴い、本市の認可保育所等に通う児童の保育料を無償化するため、条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、現在、世帯の所得等に応じて利用者負担を求めている第一子についても負担額をゼロとし、もって、認可保育所等に通う全ての児童の利用者負担額を0円とするものである。詳細については、西幼児教育・保育担当課長から説明をさせる。

○西幼児教育・保育担当課長 こちらの条例であるが、まず、対象の施設は多摩市の設置する保育所である。多摩市には唯一の公立保育所、多摩保育園があるので、こちらが対象になる条例である。それ以外の認可保育所については、次の議案でご説明をさせていただきたい。

今回の主な改正内容は今説明があったが、これまで令和5年の10月、東京都第二子無償化を開始した関係で、令和5年度、第二子以降については、利用者負担額を0円としたが、残る第一子の部分が、所得に応じて利用者負担額が示されているといったような状況である。

このたび令和7年9月1日より、利用者負担額を第一子についても0円とするために、条例上の別表の記載を変更するといったものになる。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。

質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第49号議案多摩市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第50号議案多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 第50号議案についてご説明申し上げる。

先ほどの第49号議案と同様の改正であるが、こちらについては、多摩保育園以外に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等で行われる保育について利用者負担を49号議案同様、0円とする改正をさせていただくものである。

詳細は、西幼児教育・保育担当課長からご説明申し上げる。

○西幼児教育・保育担当課長 今ご説明した部分と重なる部分もあるが、この特定教育・保育施設というのは、市内に多摩保育園を除くと20施設ある認可保育所、また、特定地域型保育事業者というものは、小規模事業所であったりとか事業所内保育所、家庭的保育事業所である。

今回の改正の内容については、先ほどと同様に第一子の利用者負担額は、現在、所得に応じて利用者負担額が定められているが、令和7年9月1日より0円と変更するものになる。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。

質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第50号議案多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第51号議案社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 第51号議案についてである。

本案は、土地を借りて運営している一部の保育所において、開設当初は賃借料が無償であったものが情勢等の変化により有償となり、保育所運営に影響が生じている状況があることから、保育所運営法人の経済的負担を軽減し、もって円滑な保育所運営を支援することとして、保育所等土地賃借料補助金を新設するため、条例の一部を改正するものである。よろしくご審議のほどお願いする。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○しのづか委員 では、まず今回の条例改正で、この補助の対象となる保育所はどの保育所で、なぜ、この補助金を創設することになったのかについてまずお伺いする。

○西児童教育・保育担当課長 本条例の改正については、多摩ニュータウン草創期に、保育需要に応えるために、社会福祉法人立の認可保育所を政策的に誘致してきた経緯がある中で、当時は公団から土地の無償提供を受けて、公共施設などと同様に、認可保育所を設置する社会福祉法人に対しても無償での定期借地契約を締結し、保育所を設置してきた経緯がある。

当初の契約以降、UR都市機構として、公団から独立行政法人に組織が移行する中で、自主・自立的な経営が求められる状況になったことからも、独立行政法人としても会計検査院からの指摘の中でも、適切な賃借料で契約を行うよう、UR都市機構についても指導を受けてきているといった現状がある。

対象となる施設であるが、市内に5園ある。既に令和5年度よりピオニイ第二保育園が、賃借料が大規模改修に伴って有料化されている。土地の賃借料補助については現在補助制度がなく、他の社会福祉法人が運営する保育所と比べても事業会計上、負担が重くのしかかっている状況がある。

他の園であるが、こころ保育園、かしのき保育園、ゆりのき保育園、こぐま保育園と残り4園あるが、他の社会福祉法人の認可保育所と同等の支援を行うためにも今回、補助制度を新たに設けるものである。

○しのづか委員 では、なぜこのタイミングでの対応になったのかを伺う。

○鈴木子ども青少年部長 令和5年度に、私、子ども青少年部長に着任した。ちょうどその年の9月議会の決算の質疑の中で、ちょうどご質問者から、社会福祉法人から支援の相談が来ているというような趣旨も含めてご質疑をいた

だいた。当時、既に有償化が始まっていたのが、先ほど児童教育・保育担当課長からもご説明したが、豊ヶ丘にあるピオニイ第二保育園、こちらが既に有償化していたことから、議会終了後、理事長にも直接お話を伺った。

また、当時、現在工事中の南鶴牧にあるこころ保育園、こちらも、今後工事が竣工した時点で有償化するという話が、UR都市機構のほうから既に来ているという状況で、2園の理事長から園の状況等々確認をさせていただいた。そうしたところ、ピオニイさんについては、もう既に保育園の事業会計としては赤字状況で、法人会計から繰り入れて何とかしている。

それから、現在改修中の純心会、こころ保育園さんはどうは、当時まだ工事の内容が確定していなかった状況ではあるが、有償化を見据えた中では、金融機関からの融資等もなかなか厳しい状況だということで、支援を求められた。そういう中で、保育園長会にも私どものほうからお諮りをし、UR都市機構さんとの交渉に市としても着手するよということで、各園にご同意をいただいた上で、協議をしてきた。

およそ1年半かかったが、今般、一定の合意に達したことから、条例の改正も併せて今回制度として制定をさせていただくものである。

○しのづか委員 ずっとお答えいただいたように、約2年前に当該の方から相談を受けて、最初にニュータウンが建設されて、保育園を誘致されて借りたときには、無償での提供だったものが、今回建替えを行うに当たって契約を見直したいと。これをUR都市機構のほうから一方的に通告をされたということで、なかなかこれは園の経営にすごく影響を与えるということで、相談を受けた。

それに忠実に対応、約2年かかって対応していただいたということで、非常に評価をいたしている。それでは、ほかのニュータウンなどを抱える、多摩市と同じようなUR都市機構の開発したような場所を抱える自治体や、近隣市でも同じような現象が生じているのだろうか、お伺いする。

○鈴木子ども青少年部長 今回の調整を本格化したのは先ほどご答弁申し上げたが、令和5年の9月議会が終わって10月ぐらいから直接動き出したところである。

当初、執行部としては、国や東京都の補助制度の適用をまず求めるということで、東京都あるいは東京都を通じて、厚生労働省やこども家庭庁のほうに働きかけをした。そうした中で、東京都市長会を通じての要望も出していきたいと市長とも相談をしていた中で、年に数回、主管部長会というのがある。

その場で私のほうからも、ほかの25市の子ども主管部長たちにこういう状況で多摩市は苦しいが、市長会として要望していかないかというお話をさせていただいたところ、皆さん持ち帰られて、ほかの自治体では同様の状況がないということで、ニュータウン独特ということと、ニュータウンの中でも隣の稻城市あるいは八王子市さんにも確認をさせていただいたが、同様の状況が生じていないということで、多摩市の状況は理解するものの、市長会としての要望というのは個別的過ぎるということで、ご賛同いただけなかつたような状況がある。

その後、直接UR都市機構さんと調整をしていくことになるが、UR都市機構さんのほうでも、全国的に見ると同様の、無償での賃貸借契約を当初を結んでいるというのは幾つかあるということでお返事をいただいたが、冒頭の幼児教育・保育担当課長からの答弁にもあった、会計検査院から独立行政法人として、定期借地契約で無償という形は望ましくないということで、強い指導を受けて、独立行政法人としての方針として有償化を進めていると、そういうことがわかったということである。

なので、東京都の近隣では同じようなことは生じていないという認識だが、全国的には同じような状況が生じている、あるいは、今後生じる可能性はあるのかと理解をしている。

○しのづか委員 今回の条例改正の趣旨は理解した。ぜひとも市には、この認可保育所の実情というか、この運営を支援していってほしいと考える。今回のUR都市機構との交渉の中で、市は何か譲歩のようなものは引き出せなかつたのだろうか。ニュータウン事業は国家プロジェクトで、国、東京都、多摩市、この中に当然、当時の住宅都市整備公団、UR都市機構も入ると思うが、公共事業として都市開発を進めてきたはずである。UR都市機構が公団から独立行政法人になったことは理解しているが、一定の責任があるのでないかと思うが、いかがだろうか。

○鈴木子ども青少年部長 申しわけない、直接部長答弁させていただくが、こちらについては、2年前から交渉してきたということで、当初、私と隣にいる廣瀬子ども・若者政策課長とで交渉に臨んだ。昨年の4月以降は西幼児教育・保育担当課長が担当課長で着任したので、管理職で交渉してきたが、月に1回、あるいは多い月では、月に2回、3回と繰り返し交渉してきた中で、当初私どもはまず土地の賃借料が高過ぎるのではないかというスタンスで、今ご質問者からもいただいたが、一定の責任があるはずなのだから、ディスカウントできないのかというスタンスで交渉

を求めてきたが、冒頭申し上げたとおり、国の指導を受けている中で、UR都市機構さんのはうからは譲歩を得ることができなかつた。

また、その交渉の過程で、UR都市機構さんが今、法人に課している賃料の正当性についても、私たちも検証をさせていただいた。なかなか最初は開示いただけなかつたが、内々でということで、要は今の賃料を算定している根拠、そこの情報をお知らせというか、共有させていただいて、現在市が他の園だが、市の土地を賃貸借して、認可保育所を運営していただいているところがある。そこと法外に値段が違うのかどうか確認したが、基本的には同等ベースと私たちも納得をしたところである。

ただ、このような中で、はい、そうですかというわけにもいかないので、何とかならないかと。繰り返し検討してきた中で、他の法人と違うところがあつて、市の土地を賃貸借する場合、市の土地は市が所有者になるので、固定資産税と都市計画税が課税対象になつてない。

ただ、UR都市機構さんについては、独立行政法人、ちょっと言い方があれだが、不動産業ということで、家賃が生じた時点で固定資産税と都市計画税が賦課されている。その分がいわゆる路線価での家賃に乗せられて、保育事業者に請求されているということがわかつたので、私どもとしては、今回、既に補正予算で一定お認めいただいているが、今回の補助額については、この固定資産税及び都市計画税相当分を補助していこうと。

ご質問者からいただいたUR都市機構側は、何も痛みを伴わないのかということについて私どももやはりおかしいだろうということで、この調整もここだけで1年ぐらいかかつたが、実は有償化するという時点で、そもそもそのうのだが、土地の定期借地権契約を結ぶ。これは公証役場で結んでいただくが、保証料というものが設定されるのが不動産契約の場合、一般的だと。賃料の12か月分が保証料として設定されていたが、年額にすると家賃が1,000万円近くになるので、保証金として、それだけの額を納めているという状況がわかつた。

そこで、今回、UR都市機構さんと合意したところでは、無償にすると、保証料を取らないというのは、契約上あり得ないというのを法律側からも助言をいただいていたので、12か月分のうち11か月を減免していただいて、1か月分のみ保証料として徴収していただくと、預かっていただくということでUR都市機構側にも一定の譲歩をいただき、市側も今回補助金で支援をするというスキームで、保育所の法人とUR都市機構さん、それから私ども多摩市の3者で

一定の合意に達したものである。

○しのづか委員 今の説明で今回のこれまでの経緯はよくわかった。非常に粘り強く交渉していただいて、十分ではないとは思うが、UR都市機構側の負担も引き出せたということで、市側の努力も評価する。

ところで、UR都市機構は今回のスキームを全国の同様のケースで順次適用していくようになるのだろうか。

○鈴木子ども青少年部長 こちらについても申し上げにくい部分あるが、かなり我々もしつこく、粘り強く交渉してきた中で、市が一定ここまで関与して、社会福祉法人とUR都市機構の交渉、あるいは今後の保育運営についても、市としてきちんと責任を果たしていくということを今回お約束をしている。そういう状況は他の自治体ではないのでということで、ある意味多摩市でのローカルということで、他の地域で同じことをするという想定はUR都市機構としてはしていないということで、お返事をいただいているところである。

他のところまで同じような展開というのは、現在UR都市機構さん側も承知はしていない認識である。

○しのづか委員 最後に今後の予定について伺う。現在、既に有償化されているピオニイ福祉会、今後有償化が予定されている他の4法人への対応について、現時点でわかる範囲でどのような予定をしているのだろうか。

○西幼児教育・保育担当課長 先日、本議会で6月補正予算について、まずピオニイ第二保育園さんの公租公課分の補助金について、お認めをいただいたところである。また、本日の子ども教育常任委員会のほうでの審査を経て、最終日に本条例の改正案をお認めいただいたら、ピオニイ福祉会のほうについては、定期借地権契約を新たに市とUR都市機構と社会福祉法人の3者で締結し直す形となる。

それをもとに、8月までは今回のスキーム、フレームで補助執行を行う予定で考えている。また現在、改修工事中の純心会のこころ保育園というところであるが、こちらについても、今年度下半期にUR都市機構と法人、また市の3者で準備を進めて、来年の4月1日付で今回のフレームでの契約締結を行う予定である。

これに伴う補助金については、令和8年度の当初予算のところで、今回のピオニイ福祉会の分と純心会のこころ保育園の分を合わせて計上していく予定である。

残る3園、こぐま保育園、かしのき保育園、ゆりのき保育園があるが、こちらについては、当初、UR都市機構からは、適宜有償化していきたいとの申入れがあった。交渉していく中で、向こう5年間猶予いただくといった形で、

社会福祉法人も同席のもとで合意をしている状況である。については5年後、令和12年の4月から残る園については有償化となるので、今回の制度を当てはめて支援をさせていただきたいと市でも考えている。

この5年間の間に残る各法人については、資金計画などの準備をしていただくと。また、準備をする時間を得ることができたといったところが今回の成果でもあったのかと、市のほうでも考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第51号議案社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第52号議案多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 それでは、第52号議案についてご説明申し上げる。

本案は、子ども・子育て支援事業計画と市町村こども計画を一体的に策定した多摩市子ども・若者・子育てプランを着実に推進するため、市が直面している課題等について議論をより深めができるよう、現行の多摩市子ども・子育て会議を、多摩市子ども・若者・子育て会議として発展的に改組するものである。

具体的には、審議会の名称を改めるほか、委員の人数を15人以内から10人以内とするとともに、特別の事項を審議する必要があるときには、委員のほかに臨時委員を置くことができるようとする。また、必要に応じて部会等を設置することができるようとのことの改正を考えている。

詳細については、廣瀬子ども・若者政策課長から説明をさせる。

○廣瀬子ども・若者政策課長 先ほどご説明差し上げた、その3点が主な改正点となる。

この審議会だが、設置した平成25年から委員構成等につ

いて、変更せずにこれまでやってきていた。ただ、皆さん、ご承知のとおり、子ども・若者施策、年々幅広い議論が求められるようになってきていて、また、令和5年の4月にはこども基本法が施行された。

また、市のほうでも子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を施行していて、今回、今年度からスタートしている子ども・若者・子育てプラン、市の計画の中でも、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を前提として、また、基本的な方針として当事者、こども大綱にもあるが、当事者視点を尊重して意見を聞きながら推進するとなってきた。

現状だとなかなか発言の機会がない委員さんもおられたりということで、申しわけない部分もあったので、議題に応じて、必要な委員に臨時委員として出席していただけるように、また、必要な審議が求められる場合には専門的な委員を部会を設置して議論ができるようにということで改めるものである。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○大くま委員 まず、もともと今現状は15名となっている。その15名とした経緯と今回10名にするということで、現在の条例でも10名程度として絞ることはできるようになっているが、あえてそのように改正するというポイントについて伺いたい。

○鈴木子ども青少年部長 まさに今ご質問者からいただいたところの今回の改正のポイントなのだが、当初、この審議会を設置した経緯としては、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を起草するということで、起草委員会の位置づけがあった。そうしたことから、例えば労働者の代表とか、様々な方面から委員として入っていたい、設置をしたものである。

条例を設置したところで改組できればよかったです、先ほど子ども・若者政策課長からご説明申し上げた、国の大綱等の改正、制定がある。また、市としても一昨年、昨年で計画を策定したので、この間は幅広にということでやらせていただいたものである。

ただ、実際の審議の中では、子ども・若者政策課長から先ほど申し上げた、ご発言がなかなかしにくい場面というのを散見したということと、逆に計画をつくった今年度からは、逆に例えば待機児対策であったり、先ほど来、条例のご提案させていただいているが、具体的な課題に対してやはり委員会としては、掘り下げていただくような議論が必要だろうと。これは委員長ともお話をさせていただいた

中で、今回、委員構成としては、人数を少しコンパクトにさせていただいて、各会での議論を集中的に行えるような体制に変えると、そういう認識である。

○大くま委員 わかった、ありがとう。現在の条例では、各分野の委員の上限人数というような形で、仮に15名の審議会だとすれば、委員が偏らないようにしているように見えるが、改正案ではそういうふうになつていいということで、ちょっと極端な見方をすれば、例えば学識者のみの審議会なども可能になる、実際なるのかと思うが、その点については、例えば、条例ではなくて規則や要綱、そういうもので考えていくのか今のお考えを伺いたい。

○廣瀬子ども・若者政策課長 委員を募集するに当たって、その辺りは何かしらの定めをして、構成をしていきたいと考えている。また、極端に現在のバランスを変えていくというような考えは現時点ではない。

○鈴木子ども青少年部長 補足する。委員から質問された、何かしら決めるのかということについては、条例施行規則で運用するか、あるいは要綱と、いずれにしても偏りがないように、それから任意にするのではなくて根拠を持って人選をさせていただく考え方である。

○大くま委員 本当に偏らず広範に声を集めているのは非常に重要なと思うので、お願いする。

改正案では保護者の参加は臨時委員となっているが、これは必要に応じて招集をされるとも書かれている。この審議会から保護者の意見が出ないというような状況になると、ちょっとまずいかと考へるわけだが、その点については、今、どのように考えるか、伺いたいと思う。

○廣瀬子ども・若者政策課長 公募、保護者の視点、当然、当事者ということで、非常に大事なものだと認識している。公募市民として子育て経験のある方、また、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例に定める39歳までの若者といった方を募集の段階で、募っていきたいと考えている。

○大くま委員 保護者の委員としてではないが、保護者の意見が盛り込まれるように、委員構成はしていくということわかった。

もう一つ、一応これは確認なのだが、部会を新設することは非常によいと思うが、部会にもこの臨時委員の参加なども含めて想定されているのか、確認して終わりたいと思う。

○鈴木子ども青少年部長 審議の状況によると思うが、部会を設置するということは、おそらく何かしらのテーマで掘り下げていく場面になる。そこには外部の、そこに特化

した専門の方の声も聞く必要があるだろうし、そこに関連して、ご質問者からいただいたように、当事者の声というのを聞く必要があると思っている。臨時委員という形でやる場合もあると思うし、事務局のほうで、例えば世論調査みたいなことを実施したりアンケート調査を実施したり、そういうことも必要かと思っている。

○岩崎委員 子ども・子育て会議の名称が今度子ども・若者・子育て会議となったというのは、こども基本法ではなく、多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例が30代までということが根拠になっているということなのか、まずお聞きする。

○廣瀬子ども・若者政策課長 そのとおりである。当初、子ども・子育て基本法に基づく会議ということで子ども・子育て会議としていたが、やはり若者支援というのが今、重要になってきているので、あえて若者というのを子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を制定している市として、特出しをしたということである。

○岩崎委員 そうなると、こども基本法のこどもというのもそうだし、今回条例をつくった私たちの市でできている子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例もそうだが、主体的な考え方で、子ども自身あるいは若者自身の考えということが重要になってくるかと思うが、そうなるとこちらの会議という組立ても識者があつて、識者がいらっしゃって、そしてそこに市民がつくというよりは、どの方も主体的に動ける方という形で選んでいただきたいと思うが、そこら辺のことをお聞きする。

○廣瀬子ども・若者政策課長 公募の市民を募るときには、そのような視点でも選ばせていただきたいと考えているし、また、この計画を進めている中では先ほどもお伝えしたとおり、当事者を尊重して意見を聞きながらとしている。

例えば若者にしても子育て家庭にしても非常に多様化しているので、意見を聞くというときには、今も児童館などに出向いて、また学校などから意見を聞くこともあるが、意見の聞き方も工夫しながら、また委員の選出も配慮をしていきたいと考えている。

○鈴木子ども青少年部長 申しわけない、補足する。

ご質問者から聞かれた部分だが、現在まだこの秋までは現在の任期が続いているが、現在の委員も例えれば今回の改正の中にもあるが、小・中学校の校長先生、現場で子どもたちの対応している。それから保育園長会、幼稚園長会の会長が入っていたり、委員長も学識ではあるが、児童福祉に非常に明るい、国あるいはユニセフ等の活動をしているような学識が入っている。

あるいは青少年問題協議会、そういったことで、ご質問者からいただいたまさに自分事として、活動されている皆さんのが委員の構成となっているし、今回改組しても、同様の人選で、実際に我々行政でできる範囲というのは、一定の守備範囲があるので、関係機関としっかりと連携ができるという前提で人選もさせていただきたい。

○岩崎委員 ありがとうございます。そうなるとコンパクトな人数で、そのことに対するはしっかり議論がしやすい、どの方も発言しやすいということになるのかと思うのと、また、部会という意味では、子どもの声あるいは若者の声を聞く機会というのが幅広になつたらいいと思うので、有効に活用していただきたい。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第52号議案多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたい。

これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

ここで協議会に切り替える。

午前10時37分休憩

(協議会)

○渡辺委員長 それでは、協議会に入る。

協議会1、部活動の地域連携・地域移行に関する検討状況について市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 協議会案件1ということで、部活動の地域連携・地域移行に関する検討状況についての、

本日はご報告をさせていただきたいと思っている。くらしと文化部と教育部と連名で資料としては出させていただいているが、本日のご説明については、垣内文化・生涯学習推進課長より、ご説明を申し上げる。

○垣内文化・生涯学習推進課長 それでは、協議会1の資料をお開きいただきたい。

中学校の部活動については少子化の影響、また、学校の働き方改革が進む中、その維持が一層厳しくなっている状況である。こうした中、国は学校部活動の地域連携、また、地域クラブ活動への移行について、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、推進を図ることとしている。

国や都のガイドラインを踏まえて、市においては、令和5年度より部活動地域連携・地域移行について、調査研究、検討体制の準備を進めてきた。令和6年度には、学識経験者や市内のスポーツ・文化芸術団体関係者、市内中学校の校長、部活動指導員、そして保護者から構成する部活動地域連携・地域移行協議会を開催してきた。

この協議会での意見を踏まえて、学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画を昨年度策定したほか、生徒及び保護者、教員やスポーツ団体、文化芸術団体に向けてアンケート調査なども実施して、現状把握を進めてきた。これまでの経過のほか現在の検討状況、今後の予定について、報告させていただく。

これまでの主な経過である。まず、令和6年6月から今年の2月まで、令和6年度の部活動地域移行・地域連携協議会を計7回開催している。開催の都度、開催結果をリーフレット形式で整理して、保護者等へ共有してきた。時間の都合上、このリーフレットについては、参考資料でつづかせていただいている。また、昨年7月には東京都の教育庁による部活動改革アンケートを生徒及び保護者、教員向けに実施している。こうした中、9月には多摩市としての学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画を策定している。この中では、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築するため、休日の地域移行、部活動を地域クラブのほうへ移行していくということを段階的に進めていくことを目標としている。この詳細についても参考資料2として、参考資料1のリーフレットに続いて、35分の12ページのほうにおつけしているところである。時間の都合上、説明は割愛させていただく。

そして昨年11月には、部活動の実施状況ということで、市内の中学校の部活動の設置及び生徒加入状況に関する調査も実施している。そして、昨年11月から1月にかけては、

地域のスポーツ・文化芸術団体に向けたアンケート調査ということで、部活動の受入れに関する部分についてアンケート調査を行って、スポーツ団体111団体、文化芸術団体23団体より、回答をいただいたというところである。

そして今年5月においては、中学校各校へ部活動地域移行に関する意向調査というものを実施して、さらに、部活動の地域連携・地域移行に関する説明会ということで、これは地域のスポーツ・文化芸術団体を対象にした説明会等を実施してきた。

これらのアンケート調査結果等についても、参考資料のほうでつけさせていただいているところではある。

おめくりいただき2ページ目、現在の今後の進め方にに関する検討状況である。これまで令和6年度に実施した各種調査の結果等を踏まえて、現在、以下のとおり、現状分析を行っているところである。まず、大きな現状の把握の部分としては、部活動によっては設置の学校数、部員数に大きな差があることがわかっている。また、受入れ側の地域団体数についても、部活動の種目によって受入れ可能というような種目というのは大きく異なっている状況である。こうした中で、市として全ての部活動を一つの手法で移行を進めるということは難しいところがわかつて、種目ごとに最適な方法を検討していく必要があると分析している。

また、2点目の現状分析として、地域団体へのアンケートの結果から、部活動単位での受入れに肯定的な団体は約48%、一方、生徒個人で受け入れるといったところの肯定的な団体は66%というようなことで、個人の受入れのほうがハードルが低いというような結果であった。

また、保護者の方、学校に生徒が希望する種目や部活動がない場合、地域クラブ活動へ参加させたいかというところの意向については、約60%の保護者の方が参加させたいというような意向、また、子どもについても、希望する種目や分野の活動が、地域クラブとしてある場合は参加したいというような回答が約40%を占めているというところであった。

こうした中、子どもたち様々なニーズがある中では、こうした希望する生徒と、市内で多様な活動している地域クラブとのマッチングを支援していく必要があると考えている。

こうしたことを踏まえて、今後の取り組みとしては現在2つの点を検討していく、今後、今年も設置している協議会での意見もいただきながら取り組みを進めようとしているところである。

まず、1点目は、地域スポーツ・文化芸術団体との連携による地域クラブ活動への移行ということで、これは部活単位での移行というものの取り組みである。地域の団体と連携して、まずは休日について地域移行に向けた試行を行いながら、様々な課題を解決しながら移行を進めるというものである。先般、実施した学校の意向調査結果なども踏まえて、令和7年度から、一部の種目等での実施を目指していく。

そしてもう1点は、地域スポーツ・文化芸術団体の紹介事業というようなところ、これは令和8年度以降に地域で実施されている、団体の活動の内容を生徒、保護者に周知していくながら、生徒個人の興味・関心に応じてそれぞれにふさわしい活動を選べるようにしていくというマッチングを支援していくというような取り組みを考えているところでいる。

今後の予定というところであるが、次のページ、現在、試行実施対象項目、対象学校等の選定、検討に入っているところである。また、今月から令和7年度の部活動地域連携・地域移行の協議会の開催をしている。こちらは計8回を予定しているところである。また、この夏には毎年行っている東京都教育庁による部活動アンケートも実施、8月には令和7年度試行に関する部分の実施概要を作成してきて、9月には保護者・生徒への周知、また、10月以降試行実施というところと、紹介事業に向けた準備なども進めていく。

こちら記載はないが、施行に当たっては、一定の予算を伴うことが想定されるところがあるので、9月の補正の部分で、議員の皆様にはご審議をいただければと考えているところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 質疑というか、意見なのだが、地域移行、メジャーなスポーツでは、そういったものについては移行ということが一つあり得るかなと思うが、例えば私は高校では地理部だったが、そういったものだとなかなか地域で活動されている団体もなかなか見当たらぬこともあり得るかなと思う。そういう際にも、部活動選択した子どもたちが不利益にならないように、進められるようにぜひお願いしたいということを一言述べておきたいと思う。

○岩崎委員 これからいろいろな動きが出てくるのかと思うが、あと先生方にとってはアンケートの中でも相当負担になられているので、こういう方向になるのは必要なことだと思ったが、そうなると例えば子どもたちがそういう学校ではなく、地域のクラブに入るとなると、様々な中学校

の方と一緒にやるみたいな形になるのか。

○垣内文化・生涯学習推進課長 移行のパターンは今大きく2つ検討している。部活単位での移行というところの中で、共同して幾つかの2校、3校をまとめて合同で移行していくというパターン、あるいは中学校単位だけでは移行するというパターンもあるかと思う。中学校単位での移行ということであれば、他校の方は入らない。ただ、やはりなかなか部活単位での人数が少なくて合同で、ある拠点であれば、うまく受入れ団体もマッチングするということであれば、複数校でまとまる。

一方、団体紹介事業のほうは、これは個別で地域クラブに入ってくるので、様々な学校の生徒さんがある地域クラブに入り込んでくるというところも、想定されるということである。

○岩崎委員 これからかなと思うが、やはり子どもたちの気持ちもあるし、尊重、意見聴取というのもこのアンケートではまだ保護者もそうだろうが、なかなかイメージが湧き切れてないかと思う中で、これから具体になっていく中でも、やはり子どもには丁寧に聞いていっていただきたいのと、あと教育委員会でも両方こちらにいらしてくださっているが、これからこういう移行に関しては、やはり教育委員会との話し合いの場というか、そういう定例の場というのはあるのか。

○古谷くらしと文化部長 本日ご説明をした、この部活動の地域移行・地域連携の協議会、こちらには教育委員会とくらしと文化部が連携して、協議会のほうにも参加をさせていただいている。内容に応じて、役割を打合せをしながら分担して取り組んでいるということで、これからもその姿勢は変わらないものと理解している。

○岩崎委員 それはよろしくお願ひしたいのと、やはり府内、そういう団体さんとではなくて府内で教育委員会と市長部局との間で、これからお金というか補助が出せるのか、そういうところも子どもたちが今2,000円ぐらいでやっている中で、これからそういうところになると何千円かもわからないという中では、だんだんそういう具体的ないろいろなものが出てくるかと思うので、そういう2者協議的なものがあつたらいいなと思うが、そのところをお願いする。

○山本教育部参事 部活動の地域連携・地域移行については、くらしと文化部と教育部だけではなくて、今、ご質問者からもあったように、予算に関わっては市長部局、府内全体でしっかりと情報共有をしていくことがまず重要であると考えている。

昨年度も今年度も含めて、関係課のほうが集まって、管理職のほうで情報共有をするような会を定期的に設けながら今行っているところもある。今後も、予算がどうしても必要になってくるということも、先ほどご説明もさせていただいたが、出てくると考えているので、市長部局ともしっかりと連携をしながら、取り組んでいきたいと考えている。

○岩崎委員 ぜひ丁寧に、子どもたち楽しみにしつつも、この回答だとそこまでイメージがないのか週1回ぐらいとか、月2回ぐらいというところが多かった。これから多分、それだったらもっとやりたいなとかいうのも出てきたり、いい方向にいったらいいと思うので、ぜひともよろしくお願いしたい。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会2、レイキャビク市と多摩市の友好関係構築に関する覚書の締結についてを市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 5月28日にアイスランドの首都、レイキャビク市の市長が、大阪・関西万博來訪の目的に併せて来日されて、それに併せて多摩市を訪問された。

その際、訪問に併せて多摩市とレイキャビク市の双方の友好関係をこれから構築していくための覚書というのを締結をさせていただいたところである。これまでの経緯も含めて、当日の様子なども本日ご説明をさせていただきたい。

詳細は、垣内文化生涯学習推進課長からご説明申し上げる。

○垣内文化・生涯学習推進課長 それでは、協議会2の資料をお開きください。

大阪・関西万博に合わせて、アイスランドの首都レイキャビク市の市長が今回多摩市を5月28日に訪問された。訪問に併せて、双方の友好関係を構築するための覚書というものをパルテノン多摩で締結したところである。今後双方が市民に向けた周知といったものを進めて、具体的な交流に向けた検討を進めていく。

これまでの経緯というところであるが、このアイスランドとの関わりについては、令和元年12月、多摩市が全国初のアイスランドのホストタウンとして登録されたところに端を発して、令和3年12月には駐日アイスランド大使館と多摩市との友好協力関係に関する覚書を締結して、以降、アイスランドの交流に関する事業といったものを、多摩市は精力的に行ってきたというところである。

そうした中、アイスランド本国側にも、多摩市の取り組みといったものは伝わっていった中で、令和7年4月に、大使館経由でレイキャビク市が多摩市と姉妹都市協定締結を前提とした交流希望を打診があった。なかなかすぐに姉妹都市というところは難しいかというところで、今回は、まずはお友達からというところで、レイキャビク市と多摩市との友好関係構築というようなところの覚書を締結して、これを機に、双方、お互いの市のこと市民に紹介をし合いながら、具体的な交流事業といったものを検討していくということとした。

この覚書の締結の狙いについては、多摩市側としては、アイスランド本国に、これまで大使館、駐日大使館というところだったところ、本国の相手先といったものを特定させていただいて、本国との直接調整といったものを行なながら、実際、市民同士の交流といったものに発展させていきたいというところである。

また、この覚書締結に端を発して、両者合意に基づいて、交流、市民周知の取り組みに向けて準備を開始する節目としたいと考えていたところである。当日の覚書締結の様子については、3番のほうに写真を掲載しているが、両市がまずは、両市長が対談をして、男女平等に関する取り組み、あるいは今後子どもたちの交流といったところをテーマに意見交換が行われたところである。

また、覚書締結後、限られた時間の中で多摩市を散策していただくということで、リニューアルをしたばかりの多摩中央公園内を中心に、市長と多摩センターのまちを散策していただいた。また、当日はプレスリリースも行って、朝日新聞、またタウンニュース等、当日の様子が報道されている。

2ページ目になるが、今後の予定といったところではあるが、具体的な交流調整、それから双方のまちを市民に周知していく取り組みを開始していく。既に中央図書館においては、今回締結した覚書や訪問時に本をいただいている。そうしたことでの図書館にも実際所蔵していた本をいただいてたりもしたので、図書館のところで記念品の展示を開始しているところである。

今後も取り組みの進捗状況等については、府内、議会のほうへ適宜共有させていただく。

令和8年、予定だが、駐日アイスランド大使館との覚書締結5周年というような節目もあるので、レイキャビク市との都市間交流に関する協定の締結を目指していきたいと考えている。

締結に当たっての課題というところであるが、現在市に

おいては、友好都市、姉妹都市といった定義、あるいは交流等のあり方、決定のプロセスといったところの考え方が明示されていない部分があるので、そうしたものをちょっと整理をさせていただきながら、レイキャビク市との協定締結に向けて進めていければと考えている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○松田委員 まずはお友達からということなので覚書だが、でも狙いのところには、いずれは姉妹都市協定の締結に向けてというのは、最終的な狙いではあるというところか。

ここに写っている女性の方が市長か。

○垣内文化・生涯学習推進課長 市長と並んで覚書を持っているいらっしゃる方が、現在のレイキャビク市長である。

○松田委員 リニューアルした中央公園を見てどんな印象だったか。

○垣内文化・生涯学習推進課長 現在ホームページにもその様子は掲載させていただいているが、非常にまちがビューティフルというようなことで、例えばごみ一つ落ちてないというところなんかは、非常に回られた後、感想として持たれていたし、災害用トイレのところも熱心に見られたり、あとはアオギリのところの部分では市長から理由をご説明されて、レイキャビク市長としても、周辺の北欧諸国に対しては、平和について働きかけていきたいというコメントであったり、キティちゃんのマンホール、ああいったところも足をとめていただいて写真を撮ったりということで、非常にいろいろな気づきというか、お楽しみいただきつつ、気づきもあったのかというふうな様子であった。

○松田委員 この間の議員説明会のときに、私どもの議員が、サッカーのグジョンセンという選手が出身地でと言つてたが、私もいろいろ調べたら、このレイキャビク市の出身者で、超世界的な歌手のビヨークって、まさかこの出身だと、アイスランド出身というのは知っていたが、例えば交流を深めていくて、この先にパルテノン多摩でといつたら、1,300席なんてビヨークでは小さ過ぎると思うが、何かそういうことができれば、最終的な目標としてすごいなと思うので、そういうことも考えつつ、お願ひできれば、多分全国的な話になると思うが。

○垣内文化・生涯学習推進課長 ビヨークやあるいはオラフソンというピアニストも非常に著名な方いらっしゃるので、ぜひ多摩市だけというわけにはいかないのだろうが、日本ツアーの折には、パルテノン多摩に誘致するといったところも検討していきたいとは考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会3、総合体育館空調設置に伴う料金改定予定等について、市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 本年度の当初予算でお認めをいただいた総合体育館の第1スポーツホールの空調設置について、今議会の追加議案で、工事議決をいただくことができるよう、議案の提出を予定をしている。今後の取り組みのところと、それから空調設置とタイミングを合わせて、利用料金についても条例上で上限額を設定をしているが、改定をする条例改正を9月に上程をさせていただきたいと考えている。そちらのほうの料金の考え方についても、本日は併せてご説明をさせていただきたいと思っている。

詳細は小泉スポーツ振興課長よりご説明を申し上げる。

○小泉スポーツ振興課長 では、資料のほうをご覧いただきたい。今くらしと文化部長からも説明があったが、総合体育館第1スポーツホールの空調設置に伴って、今後のスケジュールや利用料金改定案についてご報告をさせていただきたい。

2ページ目をご覧いただきたい。これまでの経過と今後の予定であるが、これまで昨年度、多摩市スポーツ協会や利用者団体の皆様に、空調設置の予定計画等について説明会を開催し、また、昨年12月の子ども教育常任委員会の協議会のほうでも、空調設置の考え方等をご報告をさせていただいた。

その際に、空調設置検討の基本的な考え方、3点の方針をご説明させていただいていて、1点目として、夏季においても安心・安全にスポーツ健康づくりができる施設整備。また、2点目として、市内最大の避難所として安心して過ごすことのできる環境整備。最後3点目として、利用者負担の原則に基づく利用料金の設定というような考え方をご説明をさせていただいている。

また、本年3月の議会では、空調設置に係る工事費の予算をお認めをいただいたところになる。今後の予定としては、工事の契約議決をいただいた後、工事の概要とか料金改定案等について、利用者向けの説明会を実施をさせていただいて、9月から工事のための第1スポーツホールの閉鎖、3月に工事の完了を予定している。また、9月議会のほうで、利用料金の上限額変更の条例案をご審議いただきたいと考えている。それらを経て、来年の4月から空調稼働・新利用料金適用というようなスケジュールで考えさせていただいているところになる。

続いて3ページ目をご覧いただきたい。料金改定案についてである。多摩市のほうでは、受益者負担など公共施設

の使用料の設定の基本的な考え方を整理した基本方針を策定している。この基本方針に基づいて、令和8年度以降、空調設置に合わせて料金の改定を検討させていただいているものになる。

なお、今回の料金改定の対象は総合体育館の諸室のうち、第1スポーツホールのみを対象と考えさせていただいている。こちらまず理論値というご説明をさせていただいているが、こちら基本方針に規定をさせていただいている利用料金算定の基本的な考え方となっている。団体料金の場合については、面積や利用時間に応じて原価を算出。また、個人の利用料金については、施設の利用者数に応じた原価を算出して、それらの原価に利用者負担率を乗じて、使用料の目安を設定するとなっている。

一方で現在の総合体育館の利用料金であるが、基本方針の中では、「基本ルールによらない算定」を認める施設として、「近隣自治体等の施設や市場価格等の均衡により、算定する必要が高い場合」という規定があつて、こちらを適用している。そのため、前回改定を行った平成30年の時点で、近隣市の同種施設の利用料金を基礎に算定をして、令和2年4月1日から、現在の料金を適用している状況である。

今回の改定案についても、基本ルールによらない算定として、近隣市の同種施設の面積単価、1平米・1時間当たりの単価平均により算出をしている。また、個人利用料金についても同様に、各近隣市の同種施設の個人料金の平均額から算出させていただいているものになる。

4ページをご覧いただきたい。具体的な改定案である。まず、近隣市の同種施設としては、第1スポーツホールとおおむね同程度の面積のスポーツホールを多摩市の隣接自治体から抽出をした。抽出結果としてはこちらの表に記載したとおり、9つのスポーツホール施設が対象となっている。それぞれ面積と、また、市内団体の利用料金、午前枠、午後枠、夜間枠と、各自治体のほうで設定がある。

1枠ごとの利用時間も自治体ごと、施設ごとで異なるが、これを平準化するために、1平米・1時間当たりの単価で算出をさせていただいている。また、個人料金もこちらの表に記載のとおりである。こういった近隣市の料金設定の状況を参考として、平均額を算出させていただいている。

多摩市の現行料金としては、午前午後が7,330円、夜間が9,240円であるが、改定案としては午前午後が9,340円、夜間が1万660円となっている。また、個人の利用料金については、どの時間帯においても270円という改定案である。なお、こちらの料金については市内団体、市内利用の

方の料金となっているので、市外団体の場合は2倍の金額という設定となる。

以上が料金に関する説明である。

最後5ページのところであるが、昨年度説明会を実施をさせていただいた結果として、昨年12月の議会の際には、空調設置の際、室内機の高さを東西の壁面に高さ3メートルの高さで設置するというところでご案内をさせていただいているが、説明会の中で、やはりバトミントンなどの競技で、ラケットが室内機と接触する可能性が高いというご指摘をさせていただいて、4メートルに変更をさせていただいている。

また、今後工事が開始となつたら、工事の進捗に合わせて一時的に第2駐車場のほうの利用制限も行う予定であるので、併せてご案内をさせていただくところになる。

簡単ではあるが、説明のほうは以上になる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 説明ありがとうございます。空調設置されるということでおよかたなと思っているが、この利用料の部分について、基本ルールによらない算定として、近隣他市同種施設との比較の中で決定したということだが、とはいって、物価高騰で大変な中で、団体利用の午前午後では27.4%、夜間では13%、個人利用の場合は28.5%の値上げで、これは上限額なので一足飛びにこれが値上げされることにならないのかもしれないが、これで利用に響いたりする、要は利用控えが起きたりすることがあり得るのかと思うが、そういったことの想定は今現状はどうされているのか。

○小泉スポーツ振興課長 ご質問の利用料金値上げによる利用控えという懸念というところであるが、まず、昨年度実施させていただいた説明会の中で、具体的な金額を申し上げたわけではないが、利用料金の値上げを検討させていただいているところは、利用団体の皆様にも、ご案内をさせていただいているところになる。もちろんこの受け止めについては、様々な受け止めがあろうかと認識をしているが、やはり、近隣自治体もここ数年で値上げをしてきているような状況がある。

前回も近隣市を参考に設定した中で、この料金、今回この27%、13%の値上げというのは、やはりこの間で近隣自治体もそれだけの値上げをしてきたというようなところの結果、このような状況になっていると認識している。

我々も、近隣自治体のその後の利用動向等も、施設の視察などの際にヒアリングなどさせていただいているが、大きなその利用率の減少等の影響が出ていないというようなところもお話を伺っているところである。ただ、今後も説

明会等実施の予定はあるので、そういうところでも丁寧な説明と、皆様のご意見を伺っていきたいと考えているところである。

○大木委員 理論値からいうと大分引き下がっている部分もあるので、そういうこともあるのかと思うが、例えばコミュニティ施設などでは、地域コミュニティに資する施設として使用料が見直されていったところもある。スポーツ分野などでも、例えば健幸まちづくりに資する施設として、使用料を引き下げるようなことを考え得るかなと私は思うわけだが、そういう検討などはされないので、お聞きしたいと思う。

○小泉スポーツ振興課長 多摩市のスポーツ施設については、市の施策である健幸まちづくりに寄与する施設であると考えている。今ご質問があった、健康づくりに資するというところの中での料金というところであるが、現時点について、具体的にそういうようなところは、予定はしていないところになる。

施設の利用料金については、適正な受益者負担等いただきながら、また、皆様からいただいた税金で運営をしているので、そういうところで幅広く利用の方、納税の方含めてご理解いただけるような形で、料金設定のほうは進めていきたいと思っている。

○岩崎委員 この設定自体、エアコンがついたということから始まっているのかと思うが、そうなると季節によって少し使い方が変わるとか、夏のほうは逆に言えば昼間のほうがもう暑いので、もっと使ったりするかなとなると、この金額が冬、夜のほうが高いとか、そういうのは近隣市を当てはめてなさったということで、あと断熱とか、ある程度太陽光とかそういうのもつけるとかあったかもわからぬが、そういうことで少し算定は近隣市だけではなくて、私たちのこの体育馆としてとか、あるいはこの今の気候状況を考えているとかということはあるのかお聞きする。

○小泉スポーツ振興課長 ちょっと繰り返しの説明になる部分はあるが、まず、利用料金の設定の考え方としては、近隣自治体の同種施設の均衡を図ることで、やはり多摩市の施設だけが突出して例えば高くなり過ぎると、なかなか多摩市の施設、せっかく整備したものが使っていただけず、他市に流れるとか、逆に安過ぎると他市の方が利用が多くなって、市民の適正な利用に影響が出ると、そういうところを考慮しての料金設定ということをさせていただいている。

○岩崎委員 そうなると今回は、この設定はエアコンとい

うことはほとんど考えていない、エアコンの設置だけでこれから使われるだろう電気料金というのは全然想っていない、入っていないということか。

○小泉スポーツ振興課長 ちょっと説明不足していて申しわけなかった。今回の利用料金の設定に当たっては、空調機器を設置することで、一定の設置の工事費用、機器の費用等がかかっていく。それらの減価償却費とか、また空調を実際に稼働させると、光熱水費等も当然増加するので、そういう費用等も考慮した上で設定をさせていただいているものになる。

○岩崎委員 そこは考慮はしている上で、夜はちょっと高めにしているというのが近隣自治体とやはりそろえる必要がどうしてもあったと理解したほうがいいということか。

○小泉スポーツ振興課長 夜間の料金が昼間の料金で比べて若干高くなっているというような部分であるが、こちらについては、やはり他市でも同様の傾向が全ての施設ではないが、幾つかの施設で高く設定されているような状況がある。先ほど申し上げたように、近隣同種施設との均衡を図る部分で、やはり利用時間帯での利用料金というのも考慮させていただいた上で、夜間の利用料金は、近隣市との均衡を図る点で、このような料金設定にさせていただいているというところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会4、多摩市一本杉公園野球場に対するネーミングライツ・スポンサーの決定について、市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 6月の10日から、多摩市立一本杉公園野球場について、ネーミングライツのスポンサーが決定をして、新日本物流スタジアム多摩という愛称で、利用に供することになった。そのスポンサー決定の経緯と契約の概要などについて、本日はご説明を申し上げる。詳細は、大島行政管理課長からご説明を申し上げる。

○大島行政管理課長 ネーミングライツについては、制度所管、行政管理課となっているので、私のほうからご説明をさせていただく。

ネーミングライツについては、毎年多摩市のはうでは民間提案を募集するのと併せて募集を行ってきたが、令和5年度から少し形態を変えて、常時募集の形態に変更を行っているといったところである。

今回の一本杉公園野球場については、本年4月に、今回

の契約相手となった新日本物流株式会社より、ネーミングライツ応募したいという提案があった。募集要項とか市のガイドラインに従って、1か月間の期間を設定し、その他の事業者からの提案を募ったところだが、そのほかの提案がなかったというところで、当初の提案を対象として、内部の選定委員会において審査を行ったところである。

審査においては、命名権料、愛称の妥当性、経営の安定性、市内事業拠点の有無等の観点から評価を行い、基準点を超えていたため、契約相手として選定を行った。

契約の概要といったところだが、対象施設は一本杉公園野球場ということで、ネーミングライツのスポンサーが古谷くらしと文化部長からもあったとおり、新日本物流株式会社である。愛称としては、新日本物流スタジアム多摩ということで、契約期間が令和7年6月10日からである。6月2日は契約締結日であって期間のほうは6月10日からとなっている。

金額のほうについては、年額120万円ということでご提案をいただいている。この金額で契約を締結したところである。また、今年度については、年度途中からの契約といったところで、日割りであって、金額が96万9,860円ということ。

この期間については、一本杉公園野球場等の改修時期が来るといったこともあって、一旦、令和11年度末までとしているが、改修時期の変更等によって引き続き募集を行う場合には、当初の契約者、新日本物流株式会社様に優先交渉権があるといったところで、まず、延長するかどうかの交渉をしていく。

また、改修等を行った場合には、一旦この契約のほうは終了させていただいて、改修後にまた対象施設として募集をするという形になる。今回の提案については、本市で定めているガイドライン、要綱等の手続を踏みながら、できれば全国高等学校野球選手権大会、夏の甲子園予選、こちらが始まるまでにできればこのネーミングライツを開始したいという要望もあって、かなりスピード一に選定作業を行わせていただいたところで、4月の提案から6月2日の契約といったところに至ったところである。

下のスケジュールであるが、今後は、6月24日に先方の代表取締役、松山社長と市長との対談を予定している。また、市民への周知といったところでは、7月20日付のたま広報のほうに、少し契約のタイミング等ずれたが、7月20日付の広報で周知を図っていくところである。

また、施設等への愛称の掲示については、事業者の負担で行っていくということになる。こちらは市の要綱等に

そのように定めがあるので、先方も了解の上でこういった形をさせていただいているといったところ、また、市の発行物については、既に発行済みのものの修正は行わず、今後発行するものについては、愛称を使っていくところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 ネーミングライツについて常時募集するような形になっているところで、今は申出があった場合もかなり急な印象がある。こういった形で報告されることがあるようになるのかということを1点確認したいのと、もう一つ、名称変更に関わる費用負担は先方の会社でということだが、工事の時期や、それに伴うその利用の関係などについては、今どのような予定になっているのか、伺いたい。

○大島行政管理課長 1点目については、私のほうからお答えさせていただくが、ネーミングライツについても、本来であれば議員の皆様にお知らせをしながらやっていくのが通常であるが、今回は先方の急な要望もあって、こういった形で事後の報告という形になったが、基本的には、お知らせをした後に、募集かけてといった形をとるものかと思っている。

一方でネーミングライツ、常時募集ということなので、かなり議会と議会の間のようなところでの提案というものもあるかと思っているので、皆様へのお知らせの仕方等については、検討していきたいと思っている。

○小泉スポーツ振興課長 工事の時期ということであるが、ネーミングライツ・スポンサーによる施設内外の看板等の設置の工事というのが予定されているところである。

現在、先方と表示場所や表示方法等の詳細を協議中の状況であるので、現時点で工事の時期等はまだ確定はしていない状況ではあるが、6月から7月にかけて実施のほうを進めていくというような想定で、今協議をさせていただいているというようなところの状況である。

○大くま委員 工事についても協議中ということで、利用者の方に迷惑がかからないよう、ぜひ進めていただきたいなと言っておきたいのと、ネーミングライツ、今後の提案については、今回は報道が先行した部分もあったので、こういった形での報告の前にも情報なりが届けていただけると助かるなということはお伝えしておきたい。

○松田委員 これはネーミングライツで、要は球場の名前とかが変わった場合、いわゆる青看板がある。要は道路交通的な部分で、それはどうなのか、今までどおり一本杉公園のままか、そこはどういうものなのか。

○大島行政管理課長 ご質問はごもっともなところかなと

思うが、この周知期間、愛称の契約期間などもあるのかと思うが、ころころ変えるものではないのかと思っている。

一方で愛称が十分に皆様に行き渡って、ここがその施設だということがわかるということになると、道路管理者と協議の上となるが、変更できる場合もあると伺っている。例えば、味の素スタジアムなどについては、味の素スタジアム前の標識はもうそういうふうな形に変わっているということで、契約期間と皆様の周知、認知が進んだ段階で、そういう協議に進むのかと思っている。正式名称はあくまで一本杉公園野球場になる。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、協議会5、令和7年度第1回多摩市子ども・子育て会議の概要について、市側の説明を求める。

○廣瀬子ども・若者政策課長 それでは、4月23日に開催した会議の概要について、一部分だけ、今日は説明をさせていただく。

全部で10の議案について今回は報告の案件のみであった。星印のついているところのみこの後、それぞれの課長から報告をさせていただく。会議の全体的な報告については、こちらのページの下のほうに掲載場所としている公式ホームページに会議の報告がまとめられているので、議事録含め、そちらをご覧いただけたらと思う。

それでは、星印の保育所待機児童一連の報告と、あと学童クラブの待機児童の状況についてご報告させていただく。

○西幼児教育・保育担当課長 私のほうからはデータ上、3ページ、4ページ、5ページに該当する認可保育所等の待機児童の状況について説明をさせていただく。

まず、3ページ目をご覧いただきたい。こちらが令和7年の4月1日現在の待機児童状況の表であるが、まず、そもそも認可保育所等とはといったところである。下の米印1番のところに書いてあるとおり、認可保育所、認定こども園、家庭的保育施設、小規模保育所、事業所内保育所が対象になっている。縦列の一番右のところに合計を書いているが、新規申請者数が522人、そのうち新規入所者数が422人であった。これを差し引いた100人が旧定義上の待機児童という数字である。

新定義上の待機児童を出すためにこの後、100人の保留者がいる中で認証保育所であったり、定期利用保育、企業主導型保育所、幼稚園等に入所される方、それ以外にも、特定の保育園を希望されている方であったり、通える範囲

に保育園があるにもかかわらず、そこは通わなかつた方を差し引いていくと、新定義上の待機児童数ということで算出するが、それが2名といったところである。

令和6年の4月1日と比較すると、まず、新規申請者数は昨年度524名であったので、2人減ってほとんど同じような規模である。また、新規の入所者数も425人であったので、3人減った程度、新定義上の待機児童数は昨年度は7名であった。令和7年4月1日、5人減って2名になった。この中でポイントとしては、1歳児のところが挙げられる。1歳児、令和6年度は227人の申請者数があったが、7年度は261人と34人ふえた状況である。

引き続き旧定義上も、昨年度46人の保留者がある中で今回69名になったが、待機児童数については昨年と同じ1名であった。令和7年4月については、2歳児に1名ということで合計2名といったところである。

1ページ飛ばして、5ページ目のカラー刷りの市の地図が出ている図をご覧いただきたい。今、私が数字上ご説明をさせていただいたが、これをエリアごとに示したもののがこちらの図である。左上紫のところが和田エリア、右上が青の聖蹟桜ヶ丘エリア、右下が赤の永山エリア、左下、緑の多摩センターエリアで4つのエリアに分けているが、それぞれのエリアごとに黒のピクトグラム、人型で保留者数、これは旧定義上の待機児童者数、赤の人型のところに、新定義上の待機児童者数を入れているが、見ていただくとわかるとおり、右上の聖蹟桜ヶ丘エリアのところに旧定義上の保留者68人、全体100人ぐらいの保留者がいる中で約7割が聖蹟桜ヶ丘エリアに偏っているといったところがおわかりになるかと思う。併せて待機児童数2名いるが、こちらも聖蹟桜ヶ丘エリアに生じているといった状況である。

それぞれのエリアごとに、幼稚園や保育園のリストをつけているが、その下に待機児童数と空き状況の数を書いている。聖蹟桜ヶ丘エリアのところには1歳、2歳に1人いる。空き状況については、0歳から5歳全年齢で空き状況なしといったところである。

一方で、残りの3エリアについては、待機児童数はいないが、全ての年齢で空きが発生しているといった状況である。

○長谷川児童青少年課長 それでは、続いて、学童クラブの令和7年4月入所の待機児童状況ということなので、児童青少年課よりご説明させていただく。資料は6ページ目のものである。

右側のほうに、第1回子ども・子育て会議報告資料3と掲示してある資料をご覧いただきたい。資料の最終段が、

昨年の令和6年度の数値、その1つ上が今年度、令和7年度ということで比較できるようにお示しをさせていただいている。

それでは、ご説明する。学童クラブの総数及び施設定員については昨年度の4月と変更はなく、施設定員は1,921人となっている。昨年度同時期と比較すると全体の申請数が1,762人から1,800人と38人ふえているが、全体の待機者数は168人から137人と31人減少しているというところである。待機児童が10名以上出ている学童クラブについては、東寺方小学童クラブ、第一小学童クラブ、多摩第三小のお子さんが主に通う愛宕南学童クラブ、また、愛宕南学童クラブが待機になると見込んだ多摩第二小の児童の世帯の申請の影響と考えられる愛和小学童クラブ、連光寺小学童クラブ、西落合小学童クラブ、南鶴牧小学童クラブ、また、南鶴牧小学童クラブが待機になると見込んだ同校の児童の世帯が申請されるというところで、大松台小学童クラブである。

また、このように待機が発生している一方、空きが10名以上発生している学童クラブもある。諏訪南学童クラブ、北諏訪小学童クラブ、落合第二学童クラブ、このような形で地域格差も見受けられるのが、現在の学童クラブの状況である。

このような状況の中で待機児対策としては、後ほどの案件でも改めてご説明をさせていただくが、放課後子ども教室の週5日実施、こちらを連光寺小学校、貝取小学校で昨年、実施してきた。今年度は5月1日から東寺方小、また、7月1日から南鶴牧小で実施する予定である。また、愛宕南学童クラブの待機児対策としては、富士ヶ丘幼稚園での放課後見守りサービス、また、南鶴牧小の待機対策として、こころ保育園での放課後見守りサービスを昨年度に続き実施しているというところである。そのほかにも待機児童が発生しているエリアにおいては、児童館のランドセル来館も実施している。

また、児童館の直接来館については、従来ゴールデンウイークの連休明け開始だったところ、今年度から4月の学校始業日から開始と早めている。所管として、プログラム以外の放課後の子どもの居場所も提供できるような制度の展開も図っているというところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会6、「たまこどもフェス2025」の開催結果

について、市側の説明を求める。

○廣瀬子ども・若者政策課長 6月15日日曜日、皆様、足を運んでいただきて、ありがとうございます。天候が心配されたところだが、おかげさまで大盛況で、大きな事故もなく終えることができた。

集計したところ、約1万人の来場、昨年度と同じ規模の来場者であった。また、アンケートの中では市外からの来場者が約3割というような状況となっていた。資料については、当日のパンフレットを添えさせていただいている。また、まとまつたらホームページ等で紹介をしていきたいと考えている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会7、多摩市こども誰でも通園事業の実施状況について、市側の説明を求める。

○西児童教育・保育担当課長 協議会資料7をご覧いただきたい。多摩市こども誰でも通園事業の実施状況についてご説明をさせていただく。

まず、1ページ目については、令和6年度の実績が固まつたのでご報告をさせていただく。利用資格認定証の発行状況である。最終的には276件の認定を行ったといったところである。年齢別に見ると0歳が170件、1歳児が63件、2歳児が43件と、こういった内訳になっている。全体の約6割が0歳児であったといったところである。また、ここに記載していないが、第2子無償化の影響もあってか、全体の約6割が第2子以降の方の登録があった。

2ページ目をご覧いただきたい。こちらはまた令和6年度の実績であるが、上の表は、実施施設の利用人数、下が利用時間数である。まず上の実施人数であるが、あおぞら保育園さんなんか300人を超える、あすのき保育園さんについては、保育の空き枠を活用したといったところがあるので、9月をもって空き枠がなくなったといったところで、9月をもって終了したといったところで52人という実績である。

また、緑ヶ丘幼稚園だったり、富士ヶ丘幼稚園、幼稚園については、独立型で年間通して運営ができたといったところで記載のとおりの時間で、最終的には861の方が利用できたといったところである。

また、延べの利用時間数であるが、全施設合わせて3万時間を超えたといったところである。

3ページ目をご覧いただきたい。こちらが令和7年度に

入っての最新の状況である。まず、利用資格認定証の発行数、6月2日の時点で208件となっている。昨年度と比べると約2倍のスピードで、今登録が進んでいるといったところである。年齢別で見ると、0歳児、1歳児、2歳児とともに約60件から70件ということで、比率的には約3割ぐらいで今と同じ状況になるといったところである。

また、4月の実績値がまだ出でていないが、下のところで各施設の総利用人数といったところで、現在13施設に令和7年度拡大をする予定であるが、4月の時点では7施設といったところで合計87人といったところである。また、利用時間数については、3,000時間を超えたといったところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 今、最後のほうの教えていただいたこの13施設であるが、今は7施設にとどまっているというのは、やはり保育状況が難しい感じでそうなっているのか。

○西幼児教育・保育担当課長 昨日時点でもう11施設が運営しているといったところで、4月の時点では7施設だったといったところである。新規園については、特に4月職員が入れ替わったりする中で、また、新規で入ってくる入所の児童の対応を優先に考えて5月から始めると、そういった園もあるので、4月当初から13施設の実施はできていなかつたといったところである。

○岩崎委員 市民の方から見ると、ここがもう始まるとかそういうのとか、今状況がどうだというのは、ホームページ等で逐次更新されているという感じか。

○西幼児教育・保育担当課長 ご認識のとおりである。しおりのほうでも開始時期を記載させていただいているので、そちらで周知をしているのと、あと、各施設問い合わせがあれば、施設はもうチラシとかで周知が進んでいるので、施設でご案内をしていただいているといったような状況である。

○大くま委員 まだ7施設ということの理由が今の質疑でわかった。この資料を見ると、大体この1月、2月、3月、4月まで見ても90人から100人ぐらいの利用で推移していると思うが、この利用状況、今後実施園もふえた中でどういうふうになると市は分析されているのか、お聞きしたい。

○西幼児教育・保育担当課長 昨年度の状況を見ると、年度当初はまだ周知も行き届いていなかった部分もあるのかと思うが、利用人数が少なかった部分はあるが、口コミ等でも広がってきて、年度末にかけてむしろ予約が取りづらいといったようなご意見が出たので、そういう意見も踏まえて、今回の拡大をするといったところがあるので、まだ

4月、5月、6月、満員になっていない園もあるが、市のほうでも例えば児童館とか、それ以外にも各施設にチラシとか置くなりして、周知は強化して、各施設の定員が埋まるように、そうすれば昨年度の2倍を超えていくかというようなところは想定して今考えているところである。

○大くま委員 まずは知ってもらわないとなかなか利用も伸びないところだと思うのでよろしくお願ひする。

資料についてなのだが、今例えば空き定員の活用が埋まってしまって、実施ができなかった園などは昨年度あるわけだが、そういった状況がわかるようになるといいなと思っていて、月別の縦型、それも載せていただくと、例えば少し停滞しているのかとか、申込みがふえてきたなとかそういう印象も見やすいかなと思うので、ちょっと検討していただきたいなということを申し上げたい。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会8、東京都保活ワンストッププロジェクトへの参画について、市側の説明を求める。

○西幼児教育・保育担当課長 東京都保活ワンストッププロジェクトへ、令和7年度、市のほうも参画をするので、ご報告をさせていただく。

まず、こちらの資料に書いてあるとおり、このプロジェクトなのだが、保育園探しから見学の予約・入園申請といった保活に関する手続をアナログではなく、オンラインでワンストップで実現することで、保護者や保育施設等の負担軽減を目指すプロジェクトというところである。

東京都と東京都が100%出資しているG o v T e c h 東京と市のほうで連携してやっていくものであるが、令和6年度は市は参加していなかった。都内23区、あと区市町村合わせて30自治体で試行実施されていたが、令和7年度については、7月中旬から多摩市含めて、都内19自治体で実施される予定である。多摩市も参画自治体として今現在、準備を進めているといったところである。

イメージ図を記載しているが、保護者については民間の保活サイト「えんさがそっ」と「h o i c i L」といったサイトを使って利用していただく。また、保育施設については、連携基盤というのがあるが、そこに空き枠とかを登録をして、保護者とつながっていただく。市のほうは保育施設が登録したものを承認し、全体を管理するといったような役割が与えられているところである。

次のページに記載しているとおり、保護者、保育施設に

ついて現在妊娠中であったり、出産後育児で忙しい保護者にとっては、保活の負担がそもそも大きい、また、手続もアナログの部分も多いといったところがある。また、園が開いている平日の日中に電話しなければいけなくとも、なかなかそれができなくて保活がストップしたといったようなお声もある。

そうした課題に対して、このオンラインで情報収集、また時間を問わず見学の予約とか、入園の申請ができるといったところで保護者の負担が軽減できると考えている。また、保育施設についても通常の保育時間中の電話応対の負担があつたりとか、見学予約の日程の調整、いろいろ聞き取りとかもあるので、そういった負担が大きい中で、まず事前に保護者から、夜間のうちでも登録があれば、翌日の開いている時間を見つけてそこで処理できると、そういった意味での保育施設の負担も軽減が見込めるといったところで、市としてもこちらの事業に参画をして、子育てしやすいまちをさらに推進していきたいと考えているところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 これは申込みの利便性をといったことなのだが、そういった中で今参画予定保育施設をリストアップしていただいているが、ある意味では、登録されているところとされてないところで差も生まれてくるかなと思うので、そういった場合には市としては全園に入っていただきたいと思っているのか、その点お伺いしたい。

○西幼児教育・保育担当課長 本プロジェクトの参画に当たって、各施設にニーズ調査という聞き取りをさせていただいた上で、今回18園が手を挙げていただいたといったところがあるので、市として強制するつもりはないが、これだけの効果が見込めるといったところは事前に説明させていただいた中で、現状このプロジェクトに参画意向があつたのが18園だったというところで、これから7月中旬からこのプロジェクトがスタートして、また課題であつたり効果もそれぞれ見えてくるかなと思うので、それは各園長会等を通して、実施していない園に対しても情報を提供して、今後の参画については、考えていただければなと思っているところである。

○大くま委員 あと一つ、これだけのシステムだから、例えばシステムの使用料のようなものの市側の負担、もしくは園側の負担などがあるのかどうかお聞きしたい。

○西幼児教育・保育担当課長 本プロジェクトについては、東京都とG o v T e c h 東京と市の3者での連携協定を結ぶところである。費用負担については、東京都からG o v

T e c h 東京に費用、予算が配当、支出され、G o v T e c h 東京が費用負担をするといったスキームなどがあるので、市のほうでの財政負担はないといったところである。園のほうでもない。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会9、令和6年度児童虐待等相談状況について市側の説明を求める。

○田島子ども家庭相談担当課長 では、ご説明をさせていただく。協議会資料9番をご覧いただきたい。

令和6年度児童虐待の相談またはそれ以外の相談に関しての相談状況について報告をさせていただく。

上の棒グラフに関しては、全体の相談者の実数ということになっている。新規と継続が記載されている。また、下の折れ線グラフに関しては、新規、継続の方を合わせて相談の種別に応じたグラフとなっていて、赤い折れ線グラフは、虐待の相談という形になる。

次のページをご覧いただきたい。次のページの上のグラフである。児童虐待相談対応件数に関して記載をしている。こちらはここ数年、高止まりが続いているような状況となっている。

以下の表に関しては、新規虐待相談経路が書いている。児童相談所からの逆送致と言うが、そちらがふえているというような状況、一番多くなっている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会10、令和7年度の放課後子ども教室実施について市側の説明を求める。

○長谷川児童青少年課長 それでは、令和7年度の放課後子ども教室の実施についてである。資料のほうが10になる。

先ほども少し申し上げたところであるが、多摩市における現状について1番に記載しているが、昨年度までに、連光寺小学校及び貝取小学校において、保育所・学童クラブを運営している社会福祉法人への委託による週5日の放課後子ども教室を開催している。令和7年度に入って、待機児の多く発生している東寺方小学校及び南鶴牧小学校において週5日の放課後子ども教室を実施しているので、そのご報告である。

2の新規実施校の表をご覧いただきたい。まずは東寺方

小学校である。先ほどの待機児の資料でもご説明したとおり、10名以上の待機児が発生している学童クラブのある小学校である。今年度はこちらの東寺方小学校において放課後子ども教室の週5日実施を展開している。

受託法人は、学童クラブも受託している社会福祉法人バオバブ保育の会である。東寺方小学校の放課後子ども教室は、5月1日から既に運営を開始しているというところである。活動場所については、1階の第2音楽室を児童の受付兼室内活動場所としていて、校庭、体育館を使用させていただく場合もある。そちらの図面等は3、4にも記載しているので、お時間のあるときにご確認してほしい。

次に、下段の南鶴牧小学校である。こちらも待機児が10名以上ということになっている。こちらは南鶴牧小学童クラブを受託している社会福祉法人純心会に委託をして実施を行う。現在7月1日からの開設に向けて準備を進めているというところである。

南鶴牧小については、令和7年度は、現状よりも学級数の増加が見込まれることから、常設の活動場所は設けずに、日によって空いている教室での放課後子ども教室を実施することで、学校及び受託法人と調整を行っているというところである。同じく活動場所については、図面等3-4ということで、次のページに記載をしている。

なお、南鶴牧小学校もそうなのだが、現在ボランティアで、放課後子ども教室を運営していらっしゃる方々にも、引き続き関わっていただけるような形での運営を行っていくというところで考えている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 昨年、東寺方小の保護者とお会いする機会が議会でもあったが、そのときのご懸念というのが幾つかあった中では、同じ法人が受けたものだと思ったが、今、動いている中で保護者のほうが、児童青少年課長が今やっているボランティアという人たちと、実際にお仕事的に受けたという人たちとでうまく調整ができるのかがちょっと不安だったが、今そういう保護者からご自分たちがなさうかなというのは、そのまま続けたいという意向が出ているということか。

○長谷川児童青少年課長 場所にもよるが、基本的に今までボランティアでやっていただいている方々の講座とか、そういったものは法人のほうでも、一緒に活用できる部分のところは一緒にやっていきたいという形でのお話もいただいているので、逆にボランティアのほうでなかなか活動が今後難しいという方のお話というのもいただいている部分もあるので、その点は、法人と今後臨機に調整をしなが

ら対応していくところで考えている。

○岩崎委員 お願いしたいと思う。それと始まるに当たって、少し見守りとはいえ人数的なものというか、法人の3人というのがどうなのかというご心配もあったが、今現在はこれだけ暑くなってきて、体育館のほうも難しいから散らばるということが難しいかもわからないが、そういう人の手配の不安というのが今これはあるのか。

○長谷川児童青少年課長 今、基本的にはお話あったとおりの人数であるので、現段階では、そこはまだ東寺方でのお話であるが、始まったばかりの部分もあるので、現状では、直接的な問題という形でまだ上がってきているところはないが、その点も今後運営を進めていく中で、法人ともしっかり話をていきながら、今後の展開は考えていきたいと思っている。

○大くま委員 1点、地域の皆さんでこの教室をやっていただく場合と、法人でやっていく、両方が学校の中に存在するタイミングで、今、QRコードリーダーが設置されていると思うが、地域の方がされているところにはそれが設置されていないのかと思うが、子どもがこちらに行っていたためにQRコードリーダーが通っていなくて、かえって今どこにいるのかわからないということになったという事例をお聞きしていて、子どもをきちんと受け渡すという観点からも、うまくそこが何らかの調整ができればいいかと思っている。2台設置できて、今日はそっちに行っているのだなというのがわかれれば一番いいと思うが、ちょっとそういったことも課題としてあるかなと思うので、今後ちょっと検討していただきたいということをお伝えしておきたいと思う。

○鈴木子ども青少年部長 今のご質問、確認させていただければと思うが、基本は別々でやっていないので、ご質問には当たらないかなと思うが、ボランティアがやっているところはボランティアで、同じ日とか別の日に別の場所でやっているわけではないので、ボランティアは、社会福祉法人が毎日開設している中で、私たちは囲碁をやれるとか、私たちは剣玉を教えられるとか、私たちは外の野外活動ができると、それは同じフレームでやっているので、今までやっていただいたボランティアのほうに参加するみたいなことというのは生じていないので、ちょっと現状と違うご質問かと思った。

○大くま委員 例えばフロアが違う、会員でやっていて、そちらに子どもたちが直接行ったようなことがあったようだが、その辺は一度、いつものところに行ってから参加するということが徹底するべきなのかどうかというのはある

が、ちょっとそういった事例があったという報告だけさせていただきたい。

○鈴木子ども青少年部長 放課後子ども教室としては、受付を通ってというのが共通のルールになっているので、現場でそういうことがないようにということは、所管を通じてご連絡させていただく。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 異議なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会11、貝取学童クラブの豊ヶ丘小学校校舎内への移転（校内化）について、市側の説明を求める。

○長谷川児童青少年課長 資料11、貝取学童クラブの豊ヶ丘小学校校舎内への移転（校内化）についての資料を見てほしい。

こちらについては、一般質問においても資料要求があつたが、提出したものと内容は全く同じである。本常任委員会では、本件の報告趣旨としては、4月25日に貝取学童クラブの保護者会において、現在貝取学童クラブに通われている保護者の方々にこのようなご説明をさせていただいたというところで報告をさせていただくものである。

学童クラブの内容自体は、既に議員の皆様ご案内かと思うので、資料説明は簡潔にさせていただく。

教室の工事については、学校の運営に支障がないように、夏季休業期間中に実施する旨をご説明させていただいた。育成室については、1階の正面玄関前のP T A室・リサイクル室及びE S D資料室・ボランティア室の2部屋を改修し、育成室とする。

工事の概要については、2に記載のとおり、エアコンや給排水工事等である。4月25日時点のイメージということで、3には育成室の概要と主な設備、備品等を示している。

最後に今後の想定スケジュールをお示ししているというところである。現在の貝取学童クラブは3月31日まで運営して、4月1日からは豊ヶ丘小学校内での運営を開始する。名称については、（仮称）豊ヶ丘小学童クラブとする予定でいるというところをお示しさせていただいたというものである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

この際暫時休憩する。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き、協議会を再開する。

協議会の12からである。「国登録有形文化財保存活用計画」策定に向けた進捗状況について、市側の説明を求める。

○石山社会教育・文化財担当課長 国登録有形文化財保存活用計画の策定に向けた進捗状況の報告をさせていただく。協議会資料が12番になる。鶴牧西公園内にある国登録有形文化財、旧川井家の住宅母屋と、あと土蔵、こちらの保存活用計画事業についての進捗状況になる。保存活用計画というものが令和6年度、それから令和7年度という形で、2か年にわたって策定を今しているところである。

国の文化財の保護法の第67条2の第1項に基づいて、文化財の保存状態とか管理状況について、今後の活用を図るために必要な事項を確認し、中・長期的な観点から定めているものである。

こちらは国からの補助事業という形で補助金を受けてやっているが、今現在、活用計画の策定体制としては、文化財保護審議会への意見聴取や、東京都教育庁の策定指導を受けながら、計画素案について、検討している最中である。

府内の関係課長で構成する委員会で検討も行っていて、こちらが2ページ目の2の(1)である保存活用計画の策定委員会になる。令和6年度については、計6回という形で開催している。

次に、有識者の会議として、旧川井家住宅の文化財としての価値、それから保存及び活用に関する事項について、有識者の会議を設置して検討している。これが(2)のところに委員の名簿を載せさせていただいている。こうしたメンバーで検討をしているということになる。

国登録有形文化財の部分について、6章から成る計画素案を現在作成していて、3の計画の構成というところをちょっと見ていただくと、①から⑥と、これが1章ごとのタイトルというか、構成のものになる。計画の概要から保護に関する諸手続という形になる。この保存活用計画という形で活用まで入っているが、基本的には、今後旧川井家を活用していくに当たって、最低限守っていかなければいけない保存のルールの基本を定めていくと、平たく言うと考えていただければなと思っている。

今後としてはこの計画素案について、今年の8月の教育委員会に、上程して決定を目指したいと考えている。次の9月の子ども教育常任委員会で計画素案について皆様に、ご披露できればなというところは考えている。10月からこちらを一般公開して、計画素案をパブリックコメントとい

う形で実施していきたい。

最終、来年の2月ぐらいに教育委員会の定例会の中で、この計画については、原案から決定という形をとりたいと考えている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 ご説明ありがとうございます。保存及び活用とあるが、保存のルールづくりだったり、少し安心したところでもあるが、今この計画をつくってこの先、活用をいろいろ考えていく中では、今の補助のあり方とかについて、例えば保存して一般的に公開するというだけでは、補助が取れないような仕組みになっているのか、その辺ぜひお聞きしたい。

○石山社会教育・文化財担当課長 まず今年度、令和7年度に関しては、この保存活用計画という形で、国に対しての補助金2分の1という形でいただいているし、都からも4分の1補助を受けているが、計画の策定までという形できちんと終えたいなと考えている。

補助というのは、活用についてもやはり触れてないと、補助の対象にはならないので、その部分については、今後素案を見ていただく中で、若干触れていくという形になるが、まだちょっと具体的な活用については、今後の議論になっていくかというところである。

○大くま委員 これから活用については検討していくということなのだが、よくあるのが古民家カフェのようなものがあつたりするが、そういう活用というのはある意味では保存と相入れない部分も出てくるかと思うし、また、そういうしたものというのは、結構ありふれてもいるので、やはりきちんと有形文化財として保存していくということを第一に検討を進めていく必要があるのではないかと、意見であるが、申し上げておきたい。

○岩崎委員 今回、この登録有形文化財の川井家の住宅の土蔵の中に、指定の天然記念物のシダレザクラが入っているのを見ると、このシダレザクラも市のものでありつつ、国の登録有形文化財となるのか、大きく何かこの形としては大事にするランクが上がるということなのか。

○石山社会教育・文化財担当課長 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりであって、鶴牧西公園の中にあるということで先ほど申し上げたが、鶴牧西公園の中に旧川井家、母屋と土蔵、そして、シダレザクラがあり、近くには公園の一部だが、田んぼのような形で多摩のいわゆるニュータウン開発が始まる前の原風景が残っているというのが非常に価値があると我々も考えているところである。なので、やはり一体的に考えていくということは外せないということでおっしゃるとおりだと考えている。

○岩崎委員 相当、今議者の方、考えてくださる方を選んでくださっているかと思うが、丁寧に市民の方にもわかりやすく伝えていただけたらと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会13、日野市・多摩市の「多様な学びの場構築広域連携事業」ひのたまULTLAプロジェクトの進捗について市側の説明を求める。

○伊藤公民館長 協議会の資料は13になる。ご覧いただきたい。

日野市・多摩市の「多様な学びの場構築広域連携事業」ひのたまULTLAプロジェクトの進捗についてである。

こちらの事業は昨年、令和6年6月の子ども教育常任委員会で本事業を始めた旨の報告をした。今回はその進捗について報告させていただく。ULTLAとは、学びの最適化と評価による個性の開放という意味で、英語の頭文字をとったものである。

本事業は、学校での生活や学習生活になじめない子どもたちが様々な体験や交流を通して自分自身をつかみ、その能力を發揮できる学びの場や居場所づくりを社会教育の視点で創出するものである。事業実施に当たっては、教育委員会や学校教育現場との連携、また、地域で活動する人たちに協力を得ながら、日野市と共に実施する。

また、本事業は、多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用した令和6年度から令和8年度の3か年の事業の予定で、1年目の昨年度は、事業実施に向けた地域資源の発掘とか、プログラムの企画・検討等の準備期間として、2年目の今年度より事業を実施する。

次に、2番のひのたまULTLAプロジェクトのテーマだが、本事業全体のテーマを「あそび」とした。思い切り遊び、楽しみながら興味や関心を見つけてもらい、その過程で自分自身を知ることで人生の学びや将来につなげもらう。また、「余白」という意味も含め、心のゆとりを大切にすることを掲げ、このプロジェクトを進めていきたいと考えている。

プログラムの実施の企画・検討についてだが、本事業は日野市と多摩市、株式会社SPACEの合同チームで企画・運営を行っていて、令和6年、昨年度の事業開始から、地域で子どもたちに関わる活動をしている方たちをULTLAフレンズ、ファシリテーターなのだが、ULTLAフレンズとして、運営、参加していただき進めてきた。

今年からのプログラムの実施に当たっては、地域で活動しているナビゲーター、このULTLAプロジェクトでは遊びの専門家と呼ぶが、その方に依頼し、プログラムを実施していく予定である。具体的に令和7年度の事業についてだが、今年度のプログラムのテーマを「木と気」とした。樹木の木と気持ちの気としている。

プログラムだが、日野市と多摩市の緑あふれる地域性を生かしたプログラムとして、遊びの中で「木」に触れながら、その周りの「空気」とか、自分の「気持ち」などの「気」につなげるプログラムを予定している。現在、具体的な内容は検討中だが、例えば木に実際に触れてみたりとか、両市の共通である多摩川の例えれば流木で何かしてみるなどの樹木の木の周りの空気とか気温、気候、そして、自分自身の気持ちや気質などを改めて考えたり、振り返ってもらえたらしいなと考えている。

(2)の実施についてだが、日野市、多摩市の公立小学校4年生から中学校3年生までを対象としている。定員は各市20名を予定している。時期については、両市の学校行事との兼ね合いもあるので、今検討中だが、9月から11月の土日のいずれかを企画している。今後の周知については、7月5日号のたま広報で掲載予定をしている。

また、そのほかに公式ホームページとかSNS、特に学校になじめてない、不登校ぎみの子どもは学校に通っていない場合もあるので、学校を通じて配布とともに、教育センターとか教育指導課に協力を得ながら、直接アプローチができるよう、周知をしていきたいと考えている。

最後だが、自治体の事例として、鎌倉市の事例をご紹介させていただく。鎌倉市では、事業全体のテーマを「海と森」としていて、それぞれに学びのテーマを設定しているとともに、共通のテーマを設定している。こちらはひのたまULTLAプロジェクトでは、遊びの部分になる。

プログラムだが、昨年度、令和6年度の事例だが、テーマは「石」と「意志」として、固い石、小さな石、大きな岩というものを触りながら自分の気持ち、意志を感じ取つてもらうようなプログラムとなっていた。

ひのたまプロジェクトで言う遊びの専門家だが、鎌倉の場合は、昨年度、海のプロジェクトでは漁師とか、石、岩絵の具を使ったので、美術館の学芸員とか鎌倉野菜を使った飲食店の店主等をナビゲーターにお呼びして、子どもたちに様々な体験をしていただいた。

次の写真のとおりだが、例えば海で自分のお気に入りの石を探してみたりとか、お昼は石臼で引いた、石を使った道具で、クレープを食べてみたりとか、午後は岩絵の具を

学んでみたり、実際に書いてみたりというプログラムをしていた。ひのたまULTLAプロジェクトでは、日野市、多摩市らしさを生かしたプログラムを実施していきたいと考えている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大木委員 とてもよい取り組みだなと思って見ているが、委員会としても、不登校支援というのをテーマに進めている。様々な多様な居場所というのは必要になってくると考えている。今回これは3年間の事業ということで、評価などはこれから動いていくところになるので、やってみてもらうということだと思うが、仮にその3年を超えて取り組む場合にはどういった課題があるのかお聞きしたい。

○伊藤公民館長 課題というか、まずは3か年としたというところは、多摩・島しょの助成金を活用しているというところである。4年目からは、この助成金の助成率が下がるというところで、自治体の持ち出しが出てくるというところが一つある。

3年後というところだが、多摩市の場合はいろいろな不登校対策もしているので、そこと連携を図ったりとか、連携を図りながら、公民館事業としてやっていくのかというのは、今後2年、今年度と来年度の振り返りをしながら検討していきたいなと考えている。

○大木委員 まずはやってみてからというところは当然だと思うが、本当に見ている分にはとてもよい事業だ思っているので、助成率が下がるということだが、そういったことも含めて、検討が重ねられればいいと意見として申し述べておく。

○岩崎委員 これは子どもたちが自分が不登校だと思っていらっしゃる方が申し込むということが前提になるのか。

○伊藤公民館長 不登校児童・生徒に限らず、過去に不登校ぎみだった子とか、今でも学校に通いながらも実は学校生活になじめないと、いろいろな問題を抱えている子を対象にしているので、必ずしも不登校であるという限定はしていない。

○岩崎委員 そういう方もとりあえず対象にはしているが、自分の状況によっては、申し込むという感じだと思うが、一旦この申込みをした後の次年度とかもまたどなたかは、申込みをするスタンスになっているのか。

○伊藤公民館長 あくまでも鎌倉市の事例なのだが、鎌倉市では、海と森のプログラムをそれぞれ2回やっているが、それぞれ申込みという仕組みにもなっているし、毎年度申込みする仕組みになっているので、継続というよりは、プログラムごとに申込みを行いたいと考えている。

○岩崎委員 プログラムとして誰もがちょっとやってみたいたいなという魅力を持ったとして、定員よりちょっと多かったとかということもあつたら、うれしいことではあるが、そういうときに定員を選ばなければいけないということとか、あと1回なさつた方が次年度はちょっと今度は違う方にというのは、そういう形で広くやっていくのか、その方たちを支援するために、実証的なものもあって、同じ方に継続的にやってもらうかとか、そういうのは今後日野市さんと考えていくみたいな感じになるのか。

○伊藤公民館長 その辺の定員とかというのは、日野市と併せて調整しながら進めていきたいなと思っている。定員があるので、スタッフも目の行き届く範囲で実施するというのが原則になるので、定員を超えてというのはなかなか難しいが、その中でもいろいろな募集に当たっては、不登校対策をしている教育指導課とか、教育センターにも聞きながら、できる限りその対象に合った子どもたちを、もし選ばなければいけないと、定員オーバーになったときには、そのような決め方をしたいなとは考えている。

○岩崎委員 せっかくなので、やってよかったなという効果のあるやり方になっていってほしいなと思うし、申し込むのを迷っているお子さんなんかいた場合に、こういうのもあるからやってみないみたいな感じで、ちょっと先生方とかと連携してやっていただきたいと思うが、その辺はお願いしたい。

○伊藤公民館長 日野市との連携もそうであるが、実際にプログラムを指導している株式会社S P A C E もいろいろ実績あるので、相談をしながら進めていきたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会14、G I G A端末の更新等について、市側の説明を求める。

○野原教育協働担当課長 では、ご説明する。協議会資料は14番である。

G I G A端末の更新等についてということで、現在、使用しているG I G A端末は、令和2年度に整備したものであつて、ちょうど更新の時期に差しかかっている。多摩市では令和6年度、それから7年度の2か年で、文部科学省のG I G Aスクール構想第2期に基づいて、今更新を行っているところである。

資料の1番で端末の台数を記載をさせていただいているが、令和6年の1,000台、こちらはもう既に学校で使用を

しているところである。令和7年度、先日教員分900台をお認めいただいて、残り児童・生徒分9,700台をこの後6月議会で、議案で提出をさせていただく。

2番の調達方法であるが、児童・生徒用端末に関しては、補助の要件の一つである都道府県単位での共同調達での調達ということで実施をしている。

3番の今後のスケジュールであるが、6月議会で承認をいただいた後、手続等を進めてまいりたいと考えている。それから、併せて文部科学省はG I G Aスクール構想で、高速ネットワークがやはり不可欠ということで、各学校のネットワーク速度に関して、数値目標を設定したところである。今年度はその数値目標をクリアするために、各学校に設置したネットワーク機器を一部更新し、また、インターネットの回線契約、増速などを実施する予定である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 今後端末も更新するということでかなりの台数になると思うが、更新した際に、その以前の端末というのはどういったふうに扱われるのかということをお聞きしたいと思う。今I C T化を進めるという中であるが、会計年度任用職員などを中心に手元にP C、端末がないことで、場合によっては順番待ちなどをして使っている状況を耳にしている。売却するよりも活用するほうが有利ではないかと思うが、例えば補助金の関係などで転用できないとかそういう課題があるのか、市としてどう考えているのか伺いたい。

○野原教育協働担当課長 従前の今の現行の端末、こちらは総務契約課での売払いを予定していて、指名競争入札にて、一番高い金額を提示した業者に売払いというのを予定をしている。なぜ売払いかというところなのだが、旧端末に関しては保守期限とか、O Sのバージョンアップ期間が過ぎているので、セキュリティも担保ができないといったところで、学校での再利用はやはりできないというところがあるので、確実に売り払うというところである。

先ほど会計年度任用職員というところもあったが、文部科学省のG I G Aスクール構想では、正規教員には必ず1人1台端末を貸与することとなっているが、それ以外の先ほどもおっしゃっていただいた非常勤の先生方の分もというところで、多摩市では教員の予備機を配布をしている。こちらに関しては、各学校の校長先生のご判断というところで、個別もしくは共用で使用していただくといったような状況である。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会15、第三次多摩市特別支援教育推進計画策定事業の進捗について、市側の説明を求める。

○豊島教育センター長 第三次板橋特別支援教育推進計画の進捗についてである。

本計画の進捗については、昨年9月の子ども教育常任委員会のほうで進捗を報告させていただいたが、その後の進捗を報告させていただく。協議会資料15になる。

15のA4縦判からまづご覧いただきたい。令和6年度中に4回の有識者会議を実施した。その4回の有識者会議の間で、実態把握ということで、アンケート調査を実施している。アンケート調査は、特別支援教育を利用している保護者に向けてアンケート調査を実施した。加えて、子どもの意見を聞くために、高校生などによるグループミーティングなどもして、実態把握を行った。

さらに、令和6年11月22日には、都立多摩桜の丘学園のPTAの皆さんとも懇談を行って、実態把握を深めたという経過がある。令和7年2月に4回目の有識者会議を行って、計画の素案協議を行った。

今回その素案が整ったので、こちらで報告させていただく。今後についてだが、7月7日の教育委員会で素案を決定し、その後、パブリックコメントを実施する。その後に2回の有識者会議を経て、11月に計画決定の予定としている。12月の子ども教育常任委員会では、決定した計画について改めて報告をさせていただく予定としている。年明けには、計画の周知を図ることも含めて、理解啓発を目指した講演会などを実施予定としている。

そうしたら、協議会資料15のカラー版のスライドのほうをご覧いただきたい。本日素案の概要について、簡単にご説明させていただく。まず、計画の目的としては、誰もが地域や学校などで共に支え合って暮らす共生社会の実現に向けて、一人ひとりの子どもの能力を最大限に伸長するため、多様な学びを用意し、地域の一員として生きていくための力を培うということを目指して、策定をしているところである。

計画の位置づけは、左側にある図のとおりとなる。子どもに関する計画、障害に関する計画との整合性を図りつつ、第二次多摩市教育振興プランの中でも、特別支援教育の推進が位置づけられているので、その個別計画として、本計画を策定しているものである。併せて、東京都の特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画との整合性をとって計画を策定しているところである。

計画の中では、国、都の動向を踏まえ、多摩市の動向として、第二次の推進計画から、この間において市の中で動いてきた内容として、多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例が施行されたこととか、来年度、聖ヶ丘中学校に自閉症・情緒障害学級が新設されることなどを掲載している。

計画の体系としては、全5章立てで組立てをしている。計画の推進は、PDCAサイクルを回して推進委員会を組織して、進行管理をしていく予定としている。

スライドの2枚目をご覧いただきたい。第二次の特別支援教育推進計画から見えた成果と課題である。取り組みの中では100%達成した取り組みもあったが、残された課題としては、やはり教職員の研修の充実、専門性を高める仕組みづくりの整備などが課題として上がっている。

先ほど申し上げたアンケートや子どもの意見から出てきた実態把握から見える現状と課題として、アンケートでは、学校では様々配慮をしてもらっている。そういう経験のある方はアンケートに答えた方の60%以上だった。そしてその全ての方がしてもらっている配慮については、非常に有効だったと回答している。

一方で、合理的配慮については、半数以上の保護者がよく知らないとか、言葉だけ聞いたことがあるという回答だったというのが現状だった。また、学校の中で作成している子どもの指導のための個別指導計画に、子ども自身の意見が入っていないという回答も一定数あったのが現状であった。

加えて、多摩市での特別支援教育を経験したことのある高校生などに集まつもらったグループミーティングの中では、当時、特別支援教育を受けている間には、みんなに何をしているか知つてほしかったというような率直な意見も聞かれた。こういったことから、やはり相互理解がまだまだ不十分な部分と、これからも取り組むべき課題だということが見えてきた。

現状からの課題整理をしたところ、保護者、教員及び子ども同士の理解、周知はさらに進める必要がある。そして合理的配慮の徹底に至るプロセスを家庭と学校で明確にしていくことが必要だ。指導内容について、教員間での連携や支援の継続性が必要だということを課題として整理した。

スライドの3枚目をご覧いただきたい。

これまでの取り組みと実態把握から見えた課題を整理して、今回の第三次の計画の中心部分を載せている。今回の計画では、基本理念を「子どもたちを包み込み、その先の

未来へ」と位置づけた。この基本理念は、第二次の特別支援教育推進計画では、サブタイトルにしていたものである。この「子どもたちを包み込み」というところについては、これまで重視されてきた個人の中の成長を促す教育だけでなく、本人を取り巻く環境を整えることで、個人が成長するという考え方を文字にしたものである。そういう子どもたちを包み込んで支援していくというイメージが、左下の図になっている。

子どもを真ん中に、学級や学校、地域の3つの層でそれぞれの取り組んでいくことが相互に関係しながら、外側の層が内側の層や子どもたちを支えることで、安定した学びの環境で成長していくことができるのではないかと考えて、この子どもたちを包み込みというところを入れている。

そして、その子どもたちがこの環境に包まれた中で得た自信とか支援を得る力を持って、自立と社会参加に向けて進んでいき、共生社会に生きる大人になってほしいという思いをその先の未来へという文言に込めている。そういう意味で、この基本理念を設定している。

最後に、スライドの4枚目をご覧いただきたい。以上のような理念に基づき、課題から出てきた、今後、第三次の計画で取り組むべき施策として、7つの施策を整理した。施策1としては、先ほどから課題として残されている、まだまだ周知が足りないというところで、理解啓発の促進を挙げている。成果と課題からも出たし、子どもたちの声からも、もっと相互理解を深めていくべきだという実情があったので、理解啓発の促進を施策としている。

施策2、連続性のある多様な学びの場の充実。ここでは就学相談とか、校内での検討の議論が充実することで、連続性のある学びの場にスムーズに移行できるような仕組みを構築するということで施策としている。

施策3、学校における合理的配慮提供の推進。先ほど実態調査の結果でもお伝えしたように、合理的配慮については知られているようで、まだ十分な理解を得られていない部分もあるということが認識された。また、単なる配慮だけではなく、組織として決定され、継続されていく必要があるのが合理的配慮だということを学校だけでなく、周囲も理解していく必要があり、決定の仕組みをつくっていく必要性があるなと考えて施策としている。

施策4、指導力向上・指導方法の充実ということで、学校内の全てにおいて特別支援教育の視点を持って、様々な取り組みがなされていく必要があるということが現状からわかった。そういう取り組みは誰にとってもわかりやすい、利用しやすいユニバーサルデザインの授業づくりであ

ったり、学級づくりにつながると考え、施策としている。

施策5、一人ひとりに応じた指導・支援の実現。先ほど申した個別指導計画とか、計画に基づいた指導ができるような取り組みを検討していくために施策としている。

施策6、学校と福祉の連携の充実。教育センター内の発達支援で行っている初回相談窓口をさらに充実させ、学校からスムーズに相談機関につながる仕組みづくりやスクールソーシャルワーカーのさらなる活用などに取り組むべく施策としている。

施策の7、交流及び共同学習の充実ということで、特別支援学校である多摩桜の丘学園との連携を深め、専門的なノウハウによる助言を得ながら、特別支援学級と通常学級の交流や共同学習により取り組みやすく、また、取り組みの方法を検討していくようにするために施策とした。

以上の施策面についても、まだ素案の段階で、取り組むべき内容と照合しながら修正をする可能性もあるが、今後、さらなる精査をしていきたいと考えている状況である。

計画素案の概要については、以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 今、最後に素案だとおっしゃっていただけていたのであれなのだが、やはり学校について市側がこういうふうに今計画のように、充実してきているなと感じるし、この第三次というところまで来ているので、考え方もベースもできていると思うが、まずは学校に行くというところが結構大変な状況になっているところで、学校に入ったところからの計画になるのか、家からの計画になるのかとなると、やはり通学というところの合理的配慮なのではないかと思うと、以前から、市は教育委員会のほうでは、特別支援教室を各学校につくることは難しいとおっしゃっていらっしゃるので、この通うというところは、この部分には入らない考え方なのか、それともこれも考えていかなければいけないという考えがおありになるのかをお聞きする。

○豊島教育センター長 通う通学路については、計画の中で明確に記載することは現在の時点では考えていないが、特別支援学級の指定校の範囲等については、様々なご意見を聞きながら、また、子どものニーズに合わせながら、随時検討していくというような形で計画には記載をする予定で考えている。

○岩崎委員 通うということが今後考えていただけるということであるなら、やはりそこに行く方法の手段として、地域であれば、徒歩という考え方もあるが、それよりもちょっと遠いスペースのところから通わなければいけないとなると、どうしてもそこまで行く手段が、以前から言って

いるように市全体で考えていくという方向になっていくのかと思うが、制度が今ないというか、制度のあるものではなかなか使えないのか、せっかくの大きな計画なので、子どもたちが本当に真ん中であるなら、まずは保護者がついていくにせよ、ほかの制度になるにせよ、予算というものも絡んでくるかもわからないが、やはりこれはしなければいけないという権利保障のところで考えていただくのだったら、この計画しかないのだと思う。

ほかの計画では、なかなかこの部分を書き込んでも、そこにつながるという方向にはならないので、ぜひともこの計画は大きな計画として、先ほどできたところと課題があったと第2章のところでご認識いただいているので、まずはその方向性をぜひ考えていただけるということはあるのかお聞きしたいと思う。

○豊島教育センター長 通学の保障の部分とか学区域のことについては、特別支援教育だけで考えることができない部分もあるかと思うので、また、教育委員会の中で、関係部署と様々検討を重ねながら、計画にはどの辺まで盛り込んでいいけるのかということも検討させていただきたいと考える。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、次に16番、常任委員会の2年間のテーマについての件に入る。

このことについて、前期議会運営委員会からの申し送り事項として、①常任委員会の2年間のテーマを設定すること、各常任委員会の判断でということと、②2年間のテーマは、所管事務調査に位置づけること。③最終的な成果を政策提案に結びつけることが望ましいこと。以上の方針を継続することが6月3日の議会運営委員会で確認をされている。

したがって、まずは2年間のテーマをどうするか協議し、合意すれば、今回テーマを確認して、合意できなければいつ頃決めるか協議したいと思う。

次に、2年間のテーマが決まったら、そのテーマを所管事務に位置づけるかどうかについて協議したいと思う。よろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 それでは、協議会を休憩して意見交換会を行いたい。

この際暫時休憩する。

午後1時41分休憩

午後1時43分再開

○渡辺委員長 それでは休憩前に引き続き、協議会を再開する。

それでは、委員の皆さんのお見を踏まえ、テーマは「誰一人取り残されない学びの保障としての不登校支援について」。目的は、子どもの不登校はこの10年で3倍と急激に増加し、小・中学校で35万人近くになっている。また、これまで少なかった小学校低学年でもふえている。様々な施策が進められているが、多摩市では近隣他市よりも、出現率が高い状況が続いていることから、誰一人取り残されない学びの保障をいかに実現するかを調査・研究とすることでおろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ありがとう。では、そのようにさせていただく。

次に、所管事務調査に位置づけるかどうかだが、9月に協議する場合、9月の委員会で改めて協議することでよろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 では、そのようにさせていただく。

なお、本委員会では、前期委員会からの申し送り事項として、既に意見交換を行ったことのある団体と再度意見交換する際は、過去の報告書の内容を踏まえて行ってほしいことが挙げられている事をご報告する。

次に、17番、行政視察についての件に入る。今年度の子ども教育常任委員会の行政視察の実施について協議したいと思う。

まず、視察の実施の有無について確認し、実施する場合には日程、目的や内容、候補地などを協議したい。

ここで協議会を休憩する。

午後1時45分休憩

午後1時48分再開

○渡辺委員長 それでは、協議会を再開する。

それでは、委員の皆さんのお見を踏まえ、視察の日程については、希望日として10月20日から23日まで予定したいと思う。視察先が決定するまでの間、各委員のご予定を空けていただくようお願いする。視察の候補地については、大阪府の大東市、そして兵庫県尼崎市としたいと思う。今後、事務局が先方と調整し、日程や視察地などを各委員に連絡し、必要があれば再度協議するということでおろしい

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ありがとう。では、そのようにさせていた
だく。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後1時48分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後1時48分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長 渡辺 しんじ